

令和7年度第2回大都市水道局大規模災害対策検討会

1月30日(金曜日) 13時30分～17時 横浜市水道局会議室〈横浜市役所20階〉

次 第

【司会】東京都水道局

- 1 開催会場事業体挨拶（横浜市）
- 2 出席者自己紹介【資料1】
- 3 議長選出（東京都）
- 4 議事（議長：事務局または立候補者）【資料2】
 - 議題1 令和8年度の検討会検討項目について
 - 議題2 情報交換議題について
 - 議題3 令和8年度大都市水道局大規模災害対策検討会日程について
 - 議題4 令和9年度大都市水道局大規模災害対策検討会日程について
(～休憩～)
- 5 国土交通省からの情報提供【資料3】
 - (1) 災害対策に係る水道行政の動向（水道事業課）
 - (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法移行後の水道施設の災害復旧事業（防災課）
- 6 その他【資料4】
 - 報告1 大都市水道局研修講師派遣制度の中間報告について（広島市）
 - 報告2 台風被害に係る八丈島における支援活動について（東京都）
- 7 事務連絡
- 8 集合写真撮影

【令和 7 年度第 2 回会議改訂提案一覧】

今回、改訂の提案のあった内容は以下のとおりです。

1 給水車の大量不足への対策に関する改訂

《提案 4》運転要員の確保と活用

○改訂内容（静岡市・名古屋市）

準中型免許取得の公費負担を実施している事業体例として新たに静岡市及び名古屋市を追加

《提案 13》医療機関への働きかけ

○改訂内容（大阪市）

医療機関へ応急給水の要請フローの理解を促すための、EMIS での登録フロー検水栓を用いた断水方法の確認方法を記載したチェックリストを新たに掲載

2 迅速な救援体制の構築

《提案 15》南海トラフ巨大地震発生後いち早く被災地に入り情報収集と応援調整活動を行う
現地調整役をあらかじめ設定

○改訂内容（東京都）

令和 7 年 3 月に改定された日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、現地調整隊及び先遣調査隊に係る文言を修正

《提案 17》南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルを作成し、救援体制を想定

○改訂内容（東京都）

令和 7 年 3 月に改定された日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、現地調整隊及び先遣調査隊に係る文言を修正

《参考資料 2》タンクローリー車の活用検討状況について

○改訂内容（横浜市）

令和 8 年 1 月時点の情報に更新し、横浜市の活用状況を新規掲載

課題Ⅰ 給水車の大量不足への対策

分類 1 水道事業体の給水車活用

〔提案 4〕 運転要員の確保と活用

1 対策の概要

(1) 他水道事業体職員の運転を可能とした給水車の運用（運転補助を含む）

大規模災害時において広域的な断水が発生した場合、全国各地から応援隊が被災地に駆けつけるが、応援水道事業体によっては、給水車は派遣できないが運転要員のみであれば派遣することができる、或いは給水車は派遣するが、長時間給水車を稼働させるだけの十分な運転要員を派遣することができないなど、様々な事情が想定される。

そのため、あらかじめ給水車を保有している水道事業体は、他水道事業体の職員でも給水車の運転が可能である旨を通知しておき、また、給水車を保有していない水道事業体については、災害時の応援用として給水車を運転できる職員を調査、リストアップしておくことや、雇上げ運転手を確保し、給水車の運転手として応援派遣できる枠組みを構築する。これにより、運転手を適宜交替させながら、給水車の稼働時間を大幅に延長させることができ、水道水の輸送力アップにつなげることが可能となる。

また、各事業体においては、事前に参加している車両保険の適否や、規程（内規）上での運転可否等をあらかじめ確認しておく。



(2) 給水車運転要員の育成（給水車運転要員登録制度の新設）

[実施例：東京都水道局]

平時から広く給水車運転要員を募集し、研修等で育成することにより、給水車の運転を可能とする職員を確保する。

① 制度の内容

- ・ 運転要員の必要性を職員に PR し、登録希望者を募集
- ・ 平素から運転及び応急給水作業に係る研修を実施し、登録者の育成
- ・ 発災時は、名簿の中から運転手を迅速に選出

② 登録者の範囲

登録対象の範囲を広げることで、登録者数を可能な限り多く確保する。

対象者選定の一例は以下のとおり

- ・ 普通自動車運転免許を取得していること（免許の取得年月日によっては、運転できる車両の総重量等が異なるため確認が必要）
- ・ 定期的に車を運転しており、運転に不安がないこと
- ・ 事務職、技術職の別は問わない
- ・ 管理職も登録可能

③研修等の実施

登録者を対象に、給水車の運転操作やメンテナンスについて、平時から定期的に研修を実施し職員の育成を行う。これにより、適切に応急給水活動を実施することが可能となる。研修内容は、以下のとおり考えられる。

- ・登録者を対象とした定期的な研修（給水車操作習熟、メンテナンス等）
- ・病院等の受水槽への給水を想定した高所揚水訓練
- ・給水車の運転未経験者を対象とした敷地内での運転研修
- ・各事業所における防災訓練での研修訓練

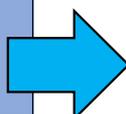
(3) 準中型免許取得の公費負担

[実施水道事業体例：札幌市・仙台市・さいたま市・東京都・横浜市・新潟市・**静岡市**・**名古屋市**・京都市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・福岡市・北九州市・熊本市]

現在の免許制度では、普通自動車免許で運転可能な車両は総重量 3.5 トン未満、最大積載量 2 トン未満であり 2 m³給水車であっても運転できない。このため、概ね 3 m³以下の給水車を運転することができるように準中型自動車免許（総重量 7.5 トン未満、最大積載量 4.5 トン未満）の取得費用を公費で負担し、運転可能人員の確保につなげる。

○これまでの運転免許で運転可能であった車両について

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	〃～29人	30人以上
		大型		
6.5t	11t	中型		
5t	8t	中型(8t限定)		
3t	5t	普通		



○平成29年3月以降の免許制度により運転できる車両について

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	〃～29人	30人以上
		大型		
6.5t	11t	中型		
5t	8t	※中型(8t限定)		
4.5t	7.5t	(新)準中型		
3t	5t	※※(新) 準中型(5t限定)		
2t	3.5t	(新)普通		

※平成19年6月1日以前取得の普通免許

※※平成19年6月2日以降～

平成29年3月11日以前取得の普通免許

2 対策の効果

各事業体における給水車運転可能職員数の底上げと、被災地における運転要員を確保することで給水車の稼働効率をアップさせ、ひいては給水車の必要台数の縮減にもつなげることができる。

また、給水車台数以上の運転要員を確保することが可能となり、24時間応急給水が必要な病院等への交替対応につなげる。

さらに、準中型免許取得の公費負担の実施は、若手職員のスキルアップにもつながる。

【都市名（所属名）】 大阪市水道局

【連絡先（電話番号）】

【事項番号（該当番号を○で囲む）】

ア 令和7年6月「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた提言》」
掲載の各提案記載事例に関する追加事例

▼提言の提案番号を記載ください→【13】

イ 新規の提案について

【対策・事例】

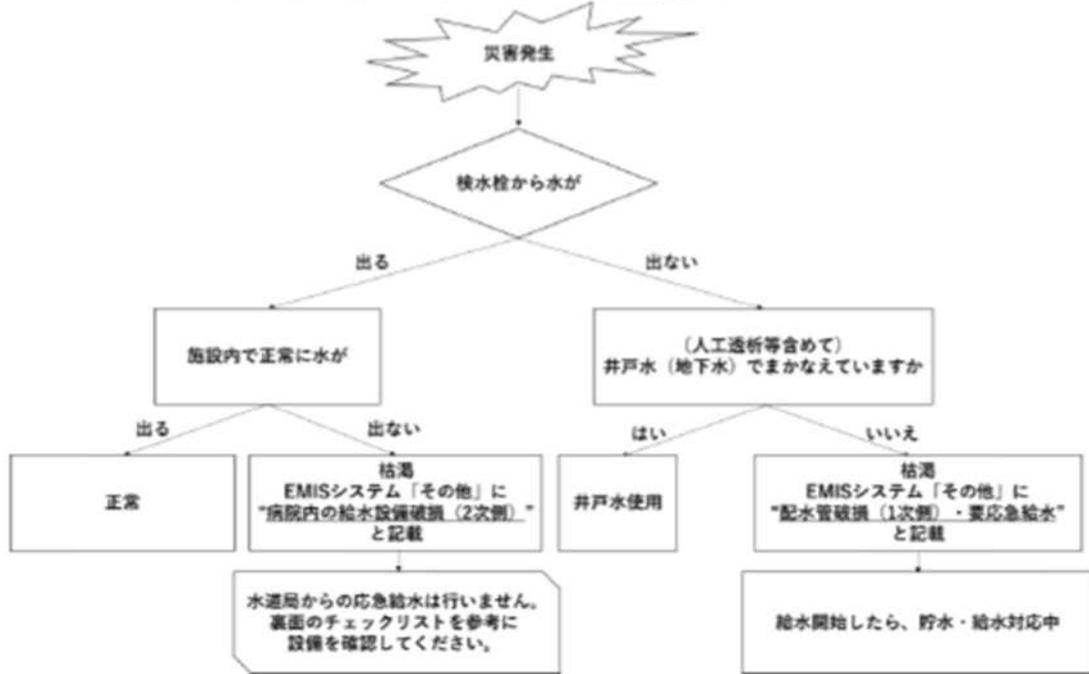
1 対策の概要

災害医療機関は施設の断水情報を広域災害救急医療情報システム（以下、EMIS という。）に入力することとされており、水道事業体はその情報を応急給水活動に活用することが期待されるが、正確な情報が入力されなければ活動に支障をきたす。例えば、受水槽から院内の配管へのポンプなどの不具合が原因で断水となっている場合、施設管理者側で対応しなければならず、給水車で受水槽に注水しても病院内での断水の解消につながらない。そこで、限られた給水車をより効率的に展開していくため、病院の施設管理者に「何をもって断水で応急給水要請するか」を理解してもらうために、検水栓を用いた断水確認方法及び EMIS での登録フローを作成し、医療関係者に周知することを提案する（フローについては次頁）。

2 対策の効果

検水栓を用いた断水確認による EMIS への登録フローを作成し、活用することで、限られた給水車の運搬効率化（不要な出動の回避）が図られる。また、各災害医療機関に周知していく過程で、水道のことを理解してもらい、より密な連携が図られることが期待される。

断水状況についての EMIS システムへの登録フロー



受水槽



検水栓



※検水栓は受水槽についています。

EMIS システム「その他」

病院内の給水設備のチェックリスト

1. 受水槽に破損や倒壊がないか。 ある ない

受水槽が損傷しており、受水槽へ水が溜まっていない可能性があります。

2. 停電しているか。 している していない

自家発電は稼働しているか。 している していない

受水槽からはポンプを用いて水を送っています。
停電により、ポンプが稼働していない可能性があります。

3. 施設内で水漏れがあるか。 ある ない

施設内の給水管等で漏水が発生している可能性があります。

検水栓から水が出る場合、

配水管は機能しており、受水槽へ注水されています。

応急給水は行いませんので、

病院内の給水設備の確認、修繕等を行ってください。

課題Ⅰ 給水車の大量不足への対策

分類5 医療機関への働きかけ・応急給水対策

〔提案13〕 医療機関への働きかけ

1 対策の概要

医療機関が断水被害に見舞われれば、医療に支障をきたすとともに、そこで必要となる水量が多量となり運搬給水体制が大規模となった場合は、水道局が展開する応急給水活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのため、医療機関と水道局が連携して断水リスクについての相互理解を図る。

(1) 水道局の取組等の情報共有

医療機関と水道局との信頼を築くため、水道局の取組について説明し、水道局が行う災害対策や応急給水体制、医療機関に至る配水管情報等を共有する。

(2) 断水対策の働きかけ

医療機関に対して、南海トラフ巨大地震発生時には給水車が不足し、応急給水対応ができないおそれがあることを説明し、断水対策として、緊急手術や他医療機関へ移送できない入院患者の生活用水など用途の限定化を勧める。また、受水槽容量の確保、井戸水源及び自家発電設備の設置等災害時に必要な水量を確保するための対策を呼びかける。

災害拠点病院は、その指定要件に「災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること」が定められていることから、災害時の水の確保について現状を確認し、必要に応じて設備の改修等を呼びかける。

(3) 災害時の必要水量の算出等の調査実施とその結果を用いたデータベース等の作成

災害発生時の必要最小限の一日あたり使用水量の算出、受水槽の位置と容量、給水車の進入ルート、連絡先、応急給水時の注意事項等の調査を行う（36頁に調査票例を掲載）。あわせて、各医療機関から最寄りの給水基地までの時間を算定し、データベース等を作成する（38頁にデータベース作成方法例を掲載）。

(4) 医療機関への断水リスク軽減方策の提案と助言の実施

病院内に潜在する断水リスクを抽出し、病院側の気づきを促しながら、断水リスクを軽減するために優先的に実施すべき方策を提案する。（39頁に大阪市の事例（医療機関へのチラシ、病院内の断水被害事例、簡易診断チェックリスト例、断水対策の優先順位イメージを掲載）

また、病院設備の情報や給水車の動線確認及び必要な資機材等の情報を共有するとともに、合同訓練や病院BCPに関する助言等を行い、断水リスクに対する対処行動を促進する。

その他、設備についても、耐震性のある受水槽や緊急遮断弁の設置について提案することも有効である。

(5) 応急給水を要請した病院の給水優先順位の決定

災害発生時において、応急給水要請した病院のうち、救急指定病院や透析医療機関など給水車による応急給水の優先順位を、保健医療を取りまとめしている部局にて決定す

るよう調整を実施する。

(6) 医療機関と合同訓練の実施

災害時の応急給水の一連の流れを共有するため、医療機関と合同訓練を実施する。



〔合同訓練事例（左、中：給水車から受水槽への給水、右：消火栓等からの給水）〕

(7) 給水車による確実な応急給水対策の働きかけ

受水槽が建物の地下など給水車の停車想定位置から遠く離れている医療機関に対しては、受水槽から給水車の停車想定位置までの距離の応急給水用ホースの備えを依頼する。

また、給水車からの給水が容易になり、給水時間の短縮化と作業の安全化が図られるよう受水槽に給水車専用入水管等の設置を提案する。



〔給水車専用入水管の設置例（大阪市「大阪急性期・総合医療センター」）〕

2 対策の効果

- (1) 医療機関内に潜在する断水リスクについて医療機関側の気づきを促すことで、断水に備えたBCPの作成や医療機関の断水対策を促進し、医療機関と連携した水道局の応急給水体制及びBCPの強化につなげる。
- (2) あらかじめ医療機関別の給水車必要台数を算出しておくことで、応急給水に必要な給水量や給水車差配の検討時間の短縮及び給水車の過剰要請を防止する。
- (3) 応急給水を要請した医療機関の給水優先順位について保健医療を取りまとめしている部局にて決定することにより、応急給水に要するリソースの集中化、応急給水の迅速化に繋げる。
- (4) 受水槽の位置と容量、給水車の進入ルート、連絡先、応急給水時の注意事項等の調査や訓練による応急給水に必要なスペースや動線の確保、1回あたりの給水に要する時間を共有し、医療機関における応急給水の確実性と安全性が向上する。また、医療機関と意思疎通を図ることにより、円滑な応急給水活動が期待できる。

〔調査票例（表面）〕

記載例

記入日

年 月 日

都内病院への応急給水に必要な状況調査票

病院名	
担当者	
連絡先(電話)	

※は回答必須項目です。
その他の項目は、協力頂ける範囲でご記入ください。分からない場合は未記入でご提出ください。
数値については、記入日時点で把握されている数値を御記入ください。

1. 基本情報

病院名※	〇〇病院					
所在地※	〇〇区〇〇9-99-99					
種別※	病院種別	災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害支援病院				
	透析医療	有・無				案内図(施設近辺)
来院数等 (調査時点で把握されている数値を御記入ください。)	職員数 (臨時職員や非常勤を含む全職員数を御記入ください。)	約	1000	人		
	入院患者数 (1日あたり年間平均)	約	500	人		
	外来数 (1日あたり年間平均)	約	800	人		
連絡先※ (水道局にて貴院からの応急給水要請に対応の際に使用する場合があります。)	担当部署 (災害時の担当部署)	事務局 庶務課	担当者	水道 太郎	電話	03-XXXX-XXXX
	委託管理会社 (水道施設に係る)	(株)メンテナンス	担当者	病院 次郎	電話	03-XXXX-XXXX
	災害時緊急電話	090-XXXX-XXXX				

2. 応急給水要請に必要な情報

応急給水要請に対応する場合、必要水量や受水タンクの設置場所の情報が必要になります。これらの情報を基に、水道局では、給水車の台数や持参する給水用ホースの長さ等を検討します。また、応急給水の際、水道局では病院の受水タンクに、給水車や消火栓からホースを接続し、水道水を給水します。そのため、これらの設置場所等の情報が必要になります。

1 必要水量	使用水量(平時)※ (1月当たりの使用水量を御記入ください。)	7000	m ³ /月	
	使用月分 (2月及び前月合計上乗使用水量は1月当たりに換分してご記入ください。)	平成31年4月 ～平成31年4月分		
	お客さま番号	01-000000-10		
災害時必要水量を算出する基礎資料として、平時の使用水量等を調査します。毎月又は2か月に1回の検針の際に投函される右図「水道・下水道使用量等のお知らせ(検針票)」をご参考ください。				
2 受水タンク (給水車から最寄の受水タンクに給水)	容量※	150	m ³	水量センサー (受水タンクの水量が減少した際に自動感知するセンサー)
	地上からの高さ	地下〇階 (-5m)		

〔調査票例（裏面）〕

3. 平時の対策

東京都水道局では水道管の耐震化を優先的に進めています。しかし、敷地内の水道管が老朽化している場合は断水する可能性もあります。断水した場合でも、院内に代替水源や医療に使用する備蓄水等があれば、応急給水要請は不要になります。

応急給水要請が発せられる可能性を調査するため、平時の対策について調査します。

1 給水管 (敷地内水道管)	設置年度	昭和・平成 ○○ 年	図面	有・無
	材質	硬質塩化ビニル管		
2 代替水源 (井戸等)	代替水源	中水	揚水可能量	m ³ /時
	設置場所	地下3Fに位置		
	塩素注入装置 の設置有無	有・無	非常用濾過機の有無	有・無
3 備蓄水	備蓄方法	ペットボトル	備蓄量	900 L (3L×300本)
4 非常用発電	保有の有無	有・無	稼働可能時間	3日間
	設置場所	地上1F	燃料	ガソリン

4. 概略図※

「概略図」は、市販やHPの地図を活用していただいて構いません。

「①受水タンク」と「②給水車停車」の位置については、必ず記載願います。

- ① 受水タンク : 設置場所をご記入ください。
- ② 給水車停車 : 給水車停車可能位置をご記入ください。(受水タンクに最も近い箇所)
- ③ 消火栓 : 消火栓の位置をご記入ください。(受水タンクに最も近い箇所)
- ④ メータ位置 : 水道メータの位置をご記入ください。

5. 特記事項

〔医療機関別給水車必要台数算出データベース（作成方法例）〕

1 必要項目

- (1) 病院の所在地・連絡先
- (2) 病院の最寄給水基地
- (3) 給水基地からの距離・時間
- (4) 必要水量 (m³/日)・受水槽容量

2 計算式

給水車必要台数 = $A \text{ 給水必要回数(1施設当たり)} \div B \text{ 給水可能回数(1台当たり)}$

※A給水必要回数(1施設当たり) = 必要水量 (m³/日) ÷ 2 m³ (2 t 車を想定)

B給水可能回数(1台当たり) = 給水車1台1日あたりの作業時間(例: 24時間)
 ÷ 1回の給水に必要な時間

1回の給水に必要な時間 = 給水基地までの往復時間 + 給水時間 (基地15分現地15分)

※担当救援隊の記載欄を設けることで作成したリストを活用して、救援隊の担当割り当ての差配を行うことができる。

3 データベース作成例

■応急給水救援隊救援活動《依頼・実施》リスト

(令和 年 月 日活動分)

【依頼元指示者】所属(部・課・係)

氏名

【依頼先指示者】所属(部・課・係)

氏名

応急給水場所					給水基地(最寄を自動入力)			担当救援隊				実施内容			給水車台数の検討				
名称	所在地	災害時の分類(※)	必要水量(m ³ /日)	受水槽容量	名称	所在地	給水基地からの距離	(時間)	地方支部名	都道府県支部名	救援事業体名	宿泊場所	給水車台数	給水回数	給水量(m ³)	給水必要回数(2t車)	所要時間(1回当たり)(往復+給水0.5時間)	給水可能回数(1台当たり)(作業24時間)	給水車必要台数(給水回数/1台の可能回数)
都庁新宿病院	新宿区西新宿2-8-1	災害拠点	150	150	淀橋給水所	新宿区西新宿2-10-1	0.5km	3分	東北	宮城県	仙台市	研・開	5	60	120	75回	0.7時間	36回	3回
									中国・四国	鳥取県	米子市	研・開	2	15	30				

○医療機関へのチラシ

災害拠点病院・災害医療センター・災害医療協力病院
の皆さまへ

災害時の医療用水の確保について
心配なことはありませんか？

- ✓ 水道局の耐震化の取り組みや、災害時の応急給水活動について知っておきたい！
- ✓ 病院内の給水設備のどこに弱点があるか？断水被害の事例が知りたい！
- ✓ そもそも断水に備えて何から取り組めばよい？ 

大阪市水道局では、リスクコミュニケーションを通じた断水対策の促進に取り組めます！

水道局の災害対策に関するご説明

病院に至る配水管の耐震化状況や、災害時の応急給水活動等について、対話によりご説明します。



迅速な応急給水に向けたデータベース構築

給水車の進入ルートや必要資器材、必要水量、受水槽容量などのデータベースを構築・共有します。



病院内給水設備の断水リスク診断

病院内の給水設備に起因する断水リスクを簡易診断し、リスク軽減のための方策を一緒に考えます。



事前アンケート（調査票）へのご協力をお願いします。 

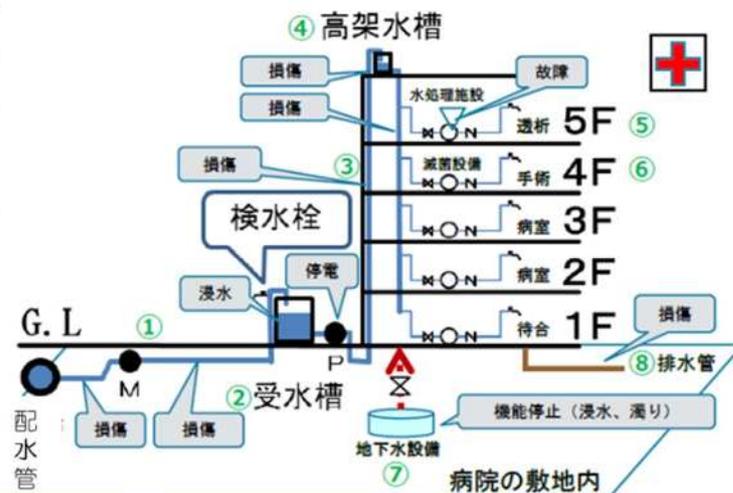
大阪市水道局 総務部総務課（危機管理担当）
〒559-8558 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC(ITMNH)9階
TEL 06-6616-5513 

大阪府水道局 検察 

EXPO 2025  大阪市水道局

○病院内の断水被害事例

①	・地盤の液状化や不同沈下による給水管の損壊
②	・水道本管からの濁水の流入、破損給水管からの水の流出 ・受水槽の転倒、損壊 ・受水槽の浸水被害
③	・加圧ポンプの損壊 ・電力供給停止（浸水時含む）による加圧ポンプの不 작동 ・給水管の損壊 ・浸水によるポンプの停止
④	・高置水槽の転倒、損壊
⑤⑥	・給水管の損壊
⑦	・排水管の損壊
⑧	・地下水設備の機能停止



○簡易診断チェックリスト例

【想定ハザードの整理】

浸水想定

地震時：【 】m未滿

その他：【 】m未滿

※マップナビおさが「防災情報マップ」より、
浸水想定区域図をご参照ください

液状化予測

極めて発生しやすい

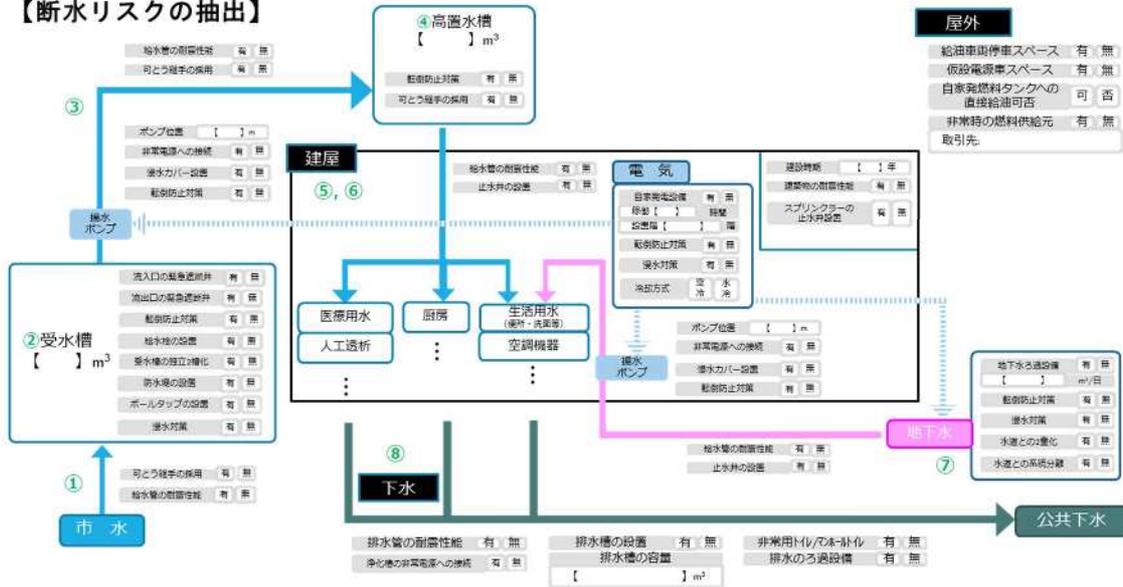
発生しやすい

発生しにくい

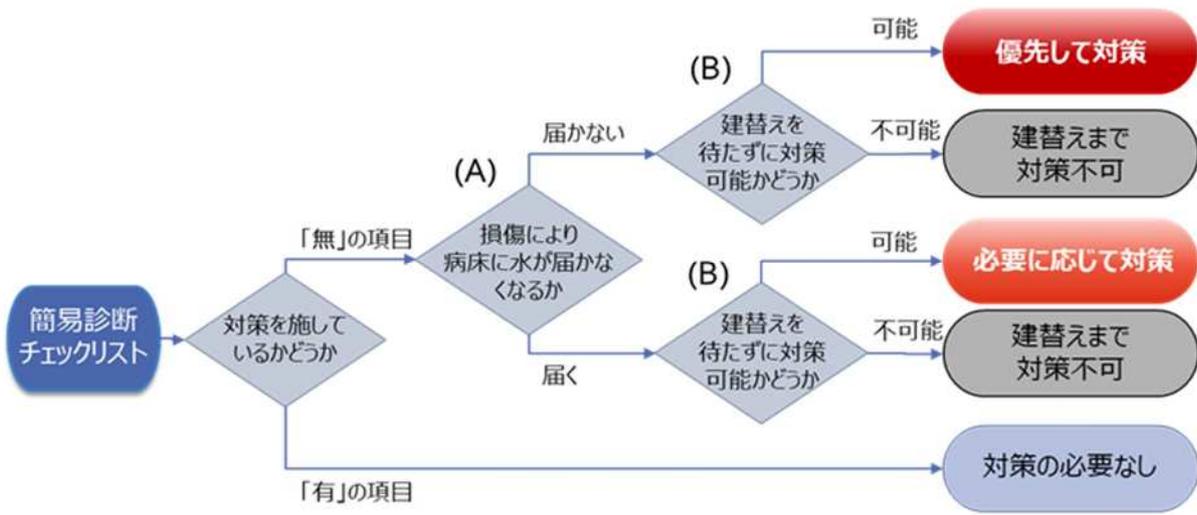
極めて発生しにくい

※大阪市ホームページ、「災害想定強度分布・液状化予測・津波浸水想定」についてより、「液状化予測」をご参照ください

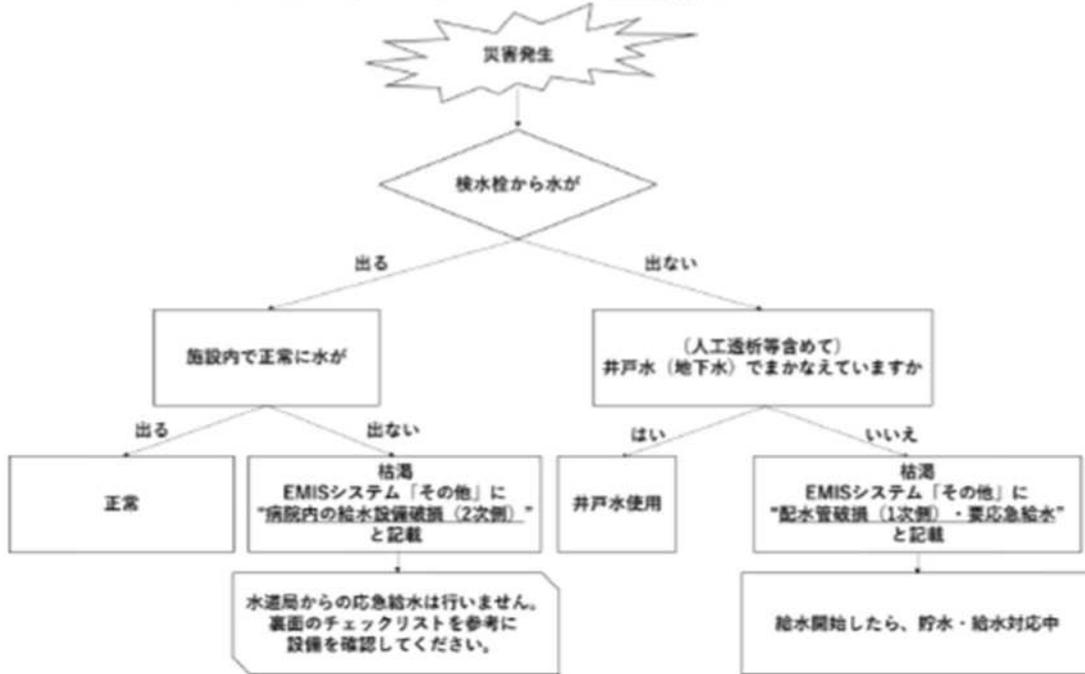
【断水リスクの抽出】



○断水対策の優先順位イメージ



断水状況についての EMIS システムへの登録フロー



受水槽



検水栓



※検水栓は受水槽についています。

EMIS システム「その他」

病院内の給水設備のチェックリスト

1. 受水槽に破損や倒壊がないか。 ある ない

受水槽が損傷しており、受水槽へ水が溜まっていない可能性があります。

2. 停電しているか。 している していない

自家発電は稼働しているか。 している していない

受水槽からはポンプを用いて水を送っています。
停電により、ポンプが稼働していない可能性があります。

3. 施設内で水漏れがあるか。 ある ない

施設内の給水管等で漏水が発生している可能性があります。

検水栓から水が出る場合、

配水管は機能しており、受水槽へ注水されています。

応急給水は行いませんので、

病院内の給水設備の確認、修繕等を行ってください。

課題Ⅱ 迅速な救援体制の構築

分類 1 南海トラフ巨大地震発生時の救援体制の設定

〔提案 15〕 南海トラフ巨大地震発生後いち早く被災地に入り情報収集と応援調整活動を行う現地調整先遣調整役をあらかじめ設定

1 対策の概要

(1) 発災時に被災水道事業体に赴き応援要請の調整を行う水道事業体をあらかじめ設定

日本水道協会が全国的な救援体制を構築するには、多くの被災水道事業体が発災初期の大混乱時に給水車の要請台数を決定する必要があることと、数百台規模の給水車の要請に対して、各地方支部で対応可能な水道事業体を取りまとめる必要があり、長時間を要することが想定される。

そこで、被災を免れた水道事業体がいち早く被災地（水道事業体）に入り、被災情報の収集と適切な応援規模を精査し、応援要請に係る日本水道協会等との現地調整先遣調整役を担うことが有効である。

南海トラフ巨大地震発生時に、同時に被災する可能性の低いエリアの水道事業体をあらかじめ現地調整先遣調整役として設定しておくことで、直ちにこの水道事業体から被災水道事業体に現地調整先遣調整役を派遣し、被災情報の収集と日本水道協会等との応援要請に係る調整を行う。

(2) 被災水道事業体と現地調整先遣調整役となる水道事業体との情報共有と派遣者の育成

あらかじめ現地調整先遣調整役として設定された水道事業体と定期的に合同訓練や意見交換を実施し、発災時の現地調整先遣調整役としての活動内容の確認、水道施設や応急給水施設、給水車の仕様等の情報共有化を図る。また、派遣元の水道事業体においては、訓練等を通じて、派遣者が被災水道事業体において円滑な調整活動等が行えるよう人材を育成する。

2 対策の効果

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際、被災水道事業体では、発災初期における混乱やマンパワー不足等により、水道給水対策本部の設置が遅れ、応急給水・復旧等の災害対応を迅速に実施することが困難になると想定される。

そのため、事前に発災時の現地調整先遣調整役を設定し、発災初期に速やかに現地調整先遣調整役が被災水道事業体で応援に係る調整活動を開始することで、早期に適切な規模（給水車の要請台数等）の応援要請を行うことが可能となる。

また、後発の応援隊到着後には、幹事応援水道事業体として応援部隊全体の差配役を円滑に行うことが可能であり、適切で効果的な応援活動に繋がる。（提案 18 参照）

なお、現地調整先遣調整役に定められた水道事業体と被災水道事業体間で合同訓練や意見交換等を通じて、発災時の活動内容の習熟、水道施設や応急給水施設等の情報共有や人材育成を図ることで、発災時の活動の実効性が強化される。

課題Ⅱ 迅速に救援体制を構築するための対策

分類 1 南海トラフ巨大地震発生時の救援体制の設定

〔提案 17〕南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルを作成し、救援体制を想定

1 対策の概要

(1) 同時被災の可能性が低い水道事業体間での関係強化

南海トラフ巨大地震等による広域での大規模災害の発生を想定し、地理的に同時被災の可能性が低い水道事業体の間で関係を強化し、あらかじめ応援の役割等を決めておく。

(2) 南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルの作成

南海トラフ巨大地震発生時の被災水道事業体と応援水道事業体の組み合わせをあらかじめ想定した給水車受援モデルを作成し、日本水道協会の地方支部間の差配を行う日本水道協会本部に提案する。組み合わせを想定する際には、次の内容を考慮することとする。

ア 19 大都市の応援幹事都市や同時被災の可能性の低い都市同士等、大都市間の関係性を考慮し、被災が想定される各地方支部に対して、応援を担当する各地方支部を定める。また、必要に応じて都府県単位で応援と受援の組み合わせを定める。

イ 津波被災地域は、発災初期には住民が避難して給水車の対応必要台数が少なくなることを加味して、南海トラフ巨大地震発生時の給水車の地域別の必要台数を地方支部別に想定し、受援モデルの構築に活用する。

(参考) 受援モデルのイメージ

被災地方支部	被災府県支部 (19 大都市)	情報連絡調整担当 水道事業体	応援都府県支部 (必要に応じて)	応援地方支部 (都県支部)
中部	愛知 (名古屋市)	●●市	◎◎県	○○
	…			
関西	大阪 (大阪市)	●●市	◎◎県	○○
	…			
中国四国	広島 (広島市)	●●市	◎◎県	○○
	…			
九州	大分	●●市	◎◎県	○○
	…			

(3) 大都市が主体となった救援体制の構築

全国規模の救援体制を必要とするような大規模災害の場合は、日頃の訓練実施実績や災害支援の経験等を有する大都市が主体となって、現地調整先遣調査役となる水道事業体や幹事応援水道事業体に速やかに就任するような救援体制の構築が有効である。

2 対策の効果

発災後、被災地へ派遣されるまでの準備・調整の時間を短縮することができ、迅速に被災地に応援隊を派遣できる。

また、発災後の被災状況把握と応急対策で混乱している状況下においても正確に状況分析し、適切な規模の救援要請につながる。特に、大都市が主体となって救援体制を構築することで、地方支部や県支部としての調整役を担い、中小規模の水道事業体への救援活動を円滑に進めることができる。

参考資料2

大都市水道局における民間タンクローリー車等の災害時活用状況（令和8年1月現在）

関係都市	協定締結の有無	業種	通常時運搬物	活用対象台数	締結事業体外への派遣の可否 (○…可、×…不可)	備考
札幌市	○	道路清掃等	水道水、井戸水、河川水等	2台	○	
仙台市	○	清掃業	飲料水	5台	○	
さいたま市	○	液状食品素材輸送	液糖類、果汁、酒類、ミネラルウォーター、食酢等	95台	○	・全国他の地域での災害派遣可（要請窓口はさいたま市水道局水道総務課広報・防災係） ・95台はさいたま市近隣圏域の営業所保有台数（容量10t以上）、全社保有台数は151台
東京都			飲料水			航空会社が災害時に要請があれば協力可
横浜市	○	運送業	飲料水	4台	○	
新潟市	○	輸送業	牛乳	24台	×	吐水口がネジ式のため、媒介で町野式に変更が必要（15t 10t 7t 4t）
	○	酒造業	酒	2台	×	（8t 3t）
京都市	○	食品液体輸送等	各種植物油脂、液糖、糖アルコール、酒類、ミネラルウォーター等	16t×1台 10t×9台	○	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と締結している協定に基づき、応急給水活動に協力いただく場合の車両は、水質への影響を考慮し、事業者所有する車両のうち、サンタリー仕様の車両に限定しています。 ・民間事業者との訓練の際に、水質検査（51項目）を実施して、タンク内の水質を確認し、予め、水質を担保するようにしています。 ・民間事業者の車両は、それぞれサンタリー仕様の口金を使用しているため、町野式に変換する媒介金具を当局で用意しています。
	○	食品液体輸送等	糖類、酒類、食物繊維等	16t×8台 10t×16台	○	
	○	食品液体輸送等	砂糖、糖アルコール、食酢、純水等	15t×6台 10t×30台	○	
	○	酒造業	酒類、井戸水等	不明	○	
大阪市	○	飲料メーカー	飲料水	不明	×	
	○	運搬	貨物	不明	×	民間の給水車ではないが、貨物用トラックの荷台に大阪市水道局が所有する2000ℓの布製応急給水タンクを積載し、臨時的給水車として活用することを想定。
仙台市、新潟市、岡山市、広島市、熊本市	○	水道業	水道水	13台	×	関係5都市が同社と締結（4t 3t）

仙台市、堺市	○	水道業	水道水	2台	○	関係2都市が同社と締結
--------	---	-----	-----	----	---	-------------

令和 8 年 1 月 3 0 日
事 務 局

令和 8 年度「大都市水道局大規模災害対策検討会」

開催都市（会場）及び日程について

令和 8 年度の検討会については、以下の 2 回とする。

1 徳島市上下水道局（徳島県徳島市南前川町 5 丁目 1-4）

[日程] ※会場予約調整中。2 月中旬頃確定。

第一候補

令和 8 年 5 月 2 7 日（水曜日）、令和 8 年 5 月 2 8 日（木曜日）

第二候補

令和 8 年 5 月 2 6 日（火曜日）、令和 8 年 5 月 2 7 日（水曜日）

[会場]

四国大学交流プラザ（徳島県徳島市寺島本町西 2 丁目 3 5-8）

※徳島駅から徒歩で 5 分

※徳島空港からバスで徳島駅まで 30 分～40 分

[開催理由]

徳島県は、南海トラフ巨大地震発生時の最大震度 7 を予想されており、中央防災会議で徳島県は重点受援県に設定されている。南海トラフ巨大地震に見舞われた場合、広範囲にわたる深刻な被害が予測されている。また、特に太平洋沿岸部では、10～15 メートルの津波が押し寄せ、大規模な浸水が懸念されている。徳島県内でも、数分間にわたる最大震度 7～6 強の激しい揺れに襲われ、市内の平地部は、ほぼ全域にわたって液状化現象が発生し、家屋の倒壊、火災、土砂崩れが発生するとされている。

四国地方が大きく被害を受けた場合。徳島県は被災 1 週間後の断水率 80% 超、被災 1 か月後の断水人口が 30%（23 万人）を超えるなど、四国地方でも高知県に次ぐ大きな被害になると試算で予想されている。また、国土交通省は、四国地方の道路や港湾の被害により救助や救援のための部隊進出が難航すると想定している。

このように徳島県は、被災による影響が甚大である一方、交通機能の麻痺により救援体制の構築までに時間を要するなど、南海トラフ巨大地震発生時の四国地方への救援対策は重要課題である。

そこで県庁所在地の徳島市を開催都市として、被害予想やその対策を現地調査と合わせて確認することにより、南海トラフ巨大地震発災時の救援のあり方等の検討推進に繋げる。

2 東京都水道局（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）

[開催日程]

1月頃を予定（令和8年度第1回検討会にて決定）

[会場]

東京都庁第二本庁舎22階会議室（予定）

[開催理由]

地理的、交通の便的にしやすい東京都を会場とし、課題検討に特化し半日程度で開催する。

令和 8 年 1 月 3 0 日
事 務 局

令和 9 年度「大都市水道局大規模災害対策検討会」

開催都市（会場）及び日程について

1 堺市上下水道局（大阪府堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 3 9-2）

〔日程〕

調整中

〔会場〕

調整中

2 東京都水道局（東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）

〔開催回数・開催日程〕

東京都水道局での開催回数及び開催日程は、令和 8 年度の検討状況等を踏まえて、令和 8 年度第 2 回検討会にて決定する。

〔開催理由〕

課題検討に特化し対面形式にて半日程度で開催するため、交通の便の良い東京都での開催とする。

災害対策に係る水道行政の動向

国土交通省 水管理・国土保全局

(上下水道審議官グループ)

水道事業課 課長補佐 濱田

目 次

1. 令和7年度の主な災害等について
2. 水道管路が満たすべき耐震性能について
3. 国土強靱化実施中期計画について
4. 水道関係予算について

1. 令和7年度の主な災害等について

令和7年8月6日からの大雨における水道施設の被害状況等について

- 5県（秋田県、新潟県、福岡県、熊本県、鹿児島県）の13自治体において、水道施設が被災したことにより断水が発生（断水戸数合計：約42,300戸、期間：8月8日～8月19日）。現在は全て断水解消済み。
- 主な被害は、水管橋破損、土砂崩れ等による管路破損、停電によるポンプ停止、浄水場等への土砂流入。
- 被災した導水管や送水管の復旧においては、地上配管工事により、断水解消までの期間を短縮。
- 断水解消までは、応援自治体、自衛隊、地整等の給水車により、応急給水を実施。

鹿児島県内の断水発生状況



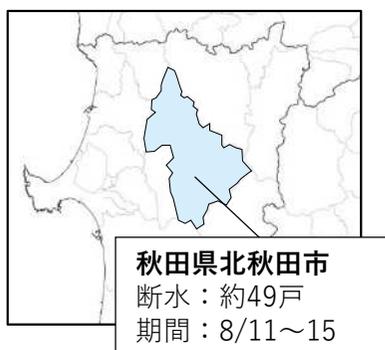
<霧島市>

導水管（水管橋）破損

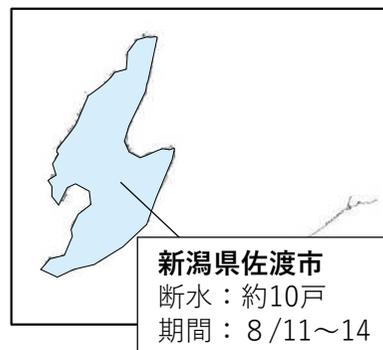
地上配管工事による応急復旧



秋田県内の断水発生状況



新潟県内の断水発生状況

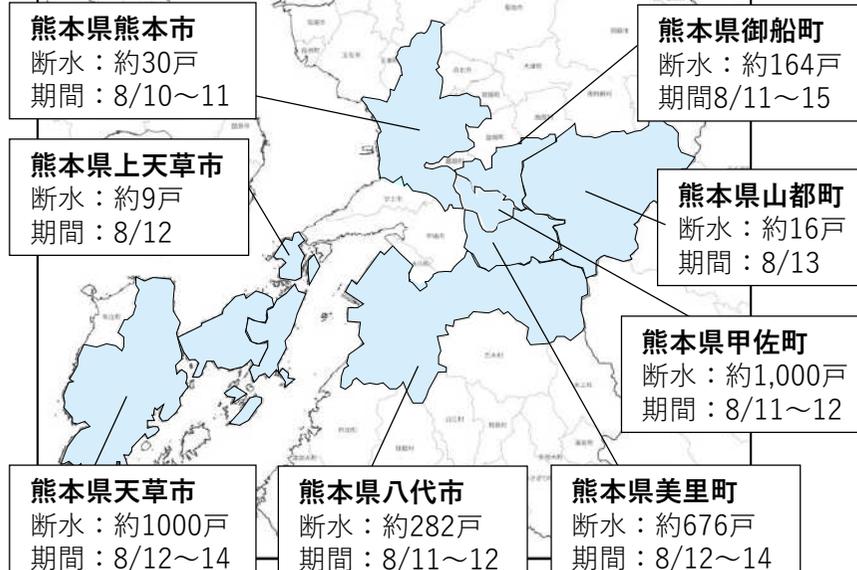


福岡県内の断水発生状況



熊本県内の断水発生状況

<始良市>
送水管（水管橋）破損



令和7年台風第22号による水道施設の被害状況等について

令和7年12月5日
17:00時点

- 八丈町では土砂崩れ等による水道施設の甚大な被害により、最大約4,100戸が断水。（断水解消済、断水期間10/9～11/15）。
- 断水解消のために、関係機関が連携し応急給水、道路啓開、水道施設の被災状況調査・復旧作業等を実施した。
 - 応急給水については、給水車（最大7台[八丈町、東京都、自衛隊]）で、最大18箇所に設置した仮設給水槽に充水し、住民が持参したポリタンク等へ給水。海上保安庁は、10/11から11/11まで、巡視船により給水車等への給水を実施（荒天時を除く）。
 - 東京都水道局は職員30名体制で、水道管の修繕や可搬式浄水施設の設置支援等、復旧の加速化を図った。
- 断水解消後、水の安定供給に向けた応急復旧工事が11月末までに完了した（水源への水道管の配管、可搬式浄水施設の設置）。
- 国土交通省としては、TEC-FORCEを派遣し、防災ヘリ（八丈町長も搭乗）やドローンによる水道水源等の被災状況調査等を実施。

おおかごう
大賀郷地域
(断水期間：10/9～10/19)

大賀郷浄水場の水源への経路の状況



安川水源からの導水管の被災



さかした
坂下地区
最大3,350戸断水
(10/9～11/6)

みつね
三根地域 (断水期間：10/9～11/6)
・土砂崩れで導水管被災
・水量確保のため大川浄水場に仮設の導水管を配管し給水中。



かしたて
樫立地域 (断水期間：10/9～11/6)
・水量確保のため休止中の水源の原水を可搬式浄水施設で浄水処理し給水中。
・洞輪沢浄水場からの送水により給水中。

すえよし
末吉地域 (断水期間：10/9～11/15)
・被災により水源の水量が不安定。
・水量確保のため取水地点を変更し可搬式浄水施設で浄水処理し給水中。

なかのごう
中之郷地域 (断水期間：10/9～11/12)
・土砂崩れで導水管被災、仮設導水管の配管済み。
・洞輪沢浄水場からの送水により給水中。

<凡例>
断水解消した区域

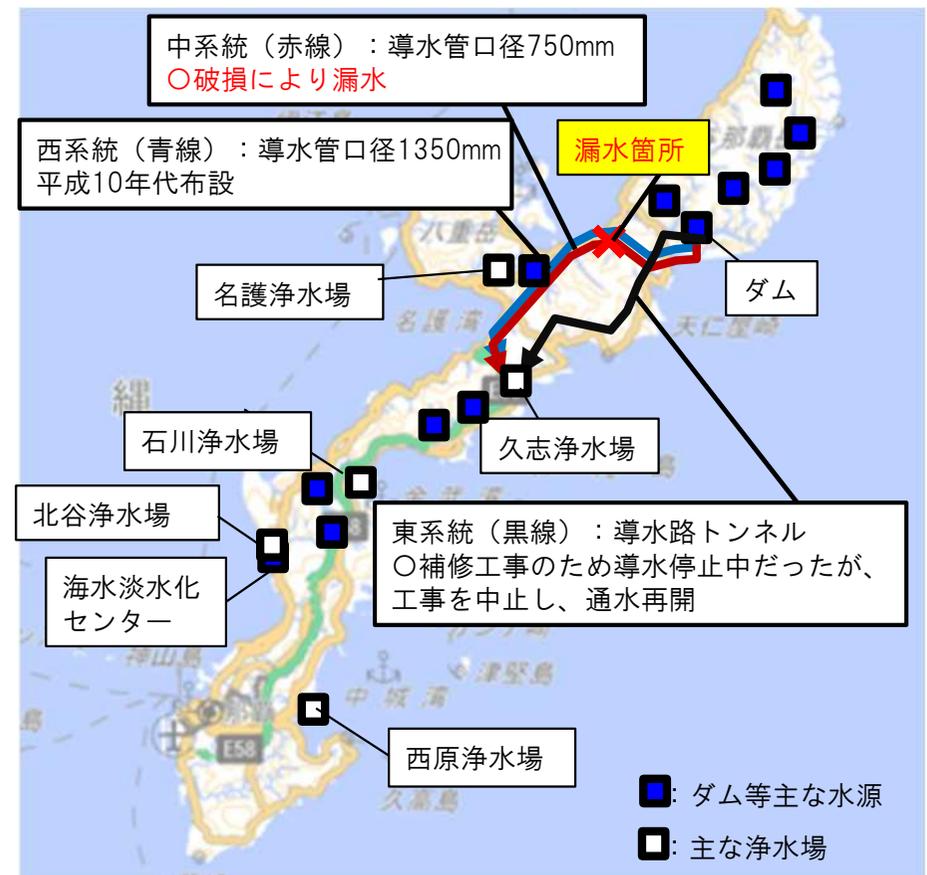
- 令和7年11月24日に沖縄県企業局が管理する導水管（PCPΦ750mm）で漏水事故が発生。
- 当該管路は、水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる導水管であり、最大断水戸数は約19万戸。
- 沖縄県は、事故や災害発生時に本土からの応援が難しいことや、河川規模が小さいといった特徴があることから、従来より複数の水源整備や導水管の複線化等を実施しており、断水期間が約2日間と早期の断水解消が可能となった。

【事故の概要】

- 水道事業者：沖縄県企業局
 - 発生日時：令和7年11月24日 3時頃
 - 発生場所：沖縄県大宜味村塩屋地内（半崎トンネル出口）
 - 概要：水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる導水管（導水管）3系統（東系統、中系統、西系統）のうち、中系統の導水管（PCP※口径750mm（昭和42年布設、約58年経過））で漏水事故が発生。
 - 被害状況：最大断水戸数：約19万戸
（7市町：那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町）
※26日14時頃 断水解消
 - 事故原因：経年劣化による漏水と推定
 - 対応状況：24日 3時頃 道路面からの漏水の通報、10時半頃 止水完了
○24日深夜までに東系統、西系統の導水管の通水が再開。25日4時頃より西原浄水場への通水を開始。25日8時頃より西原浄水場から各市町の配水池等に送水開始。26日14時頃断水解消。
○25日沖縄総合事務局は沖縄県からの要請を受け、浦添市の病院に応急給水を実施。
- ※PCP：プレストレスコンクリートシリンダー管。米軍統治時代に布設された米国製の管。

【断水影響の最小化の取組】

- 導水管の複線化等（リダンダンシーの確保）
- 複数の水源開発（ダムや海水淡水化装置等）
- 原水調整池（原水を貯留し水量の時間変動に対応）の整備



- 令和7年12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生し、青森県八戸市において最大震度6強を観測。
- 八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)は、昭和43年の十勝沖地震での断水経験を踏まえ、管路の耐震化等を積極的に推進し、八戸市の耐震管率は、被害があった市町村や全国平均を大きく上回っている。
- 結果として震度6強を観測した八戸市においては、断水が発生しなかった。進藤0

【地震の概要】

- 発生日時 12月8日23時15分
 - マグニチュード 7.5
 - 発生場所 青森県東方沖
 - 最大震度 6強(八戸市)
 - 水道施設の被害状況
最大断水戸数 約700戸
- ※被災箇所はすべて断水解消、復旧済み

【八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)の取組】

○耐震管の開発と採用

昭和43年の十勝沖地震において市内全域の断水を経験し、メーカーと共同開発を行い耐震管(S形ダクタイル鋳鉄管)を開発し、全国で初めて耐震継手を有したダクタイル鋳鉄管を導入。積極的に耐震管による管路の耐震化を推進。

進

○施設整備状況

ダクタイル鋳鉄管(耐震継手)にて、着実な管路更新を実施。

	更新延長
R2	14,079m
R3	11,434m
R4	12,644m
R5	14,396m
R6	8,845m



耐震型ダクタイル鉄管採用50周年セミナー
(新耐震管GXφ500吊り上げ)



耐震管の布設工事

七戸町(震度5強)
・最大断水戸数約460戸
(水管橋の破損2箇所)
・最大断水戸約150戸
(水道管の破損)

階上町(震度6弱)
最大断水戸数27戸
水道管の破損1箇所

軽米町(震度5強)
最大断水戸数約60戸
(水道管の破損1箇所)

久慈市(震度5弱)
最大断水戸数5戸
(水道管の破損1箇所)

八戸市
(断水無し)



震源

○管路の耐震化状況(国土交通省緊急点検結果(R5年度末時点))

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	七戸町 耐震管率	軽米町 耐震管率	久慈市 耐震管率	(参考) 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	42%	13%	45%	23%
送水管	85%	0%	12%	29%	32%
重要施設に接続する 管路	63%	16%	対象管路無し	26%	27%

【島根県東部を震源とする地震】水道施設の被害状況等について

- 2 県（鳥取県、島根県）の 5 自治体において、水道施設が被災したことにより最大約1,050戸が断水したが、現在は全て断水解消済（期間：1月6日～8日）。
- 鳥取県南部町では、地震による水道原水（湧水）の濁りが完全に解消しなかったため、飲用不可と住民に周知して給水再開。飲料水については、応急給水拠点を開設し、住民が持参したポリタンク等への応急給水を実施（期間：1月8日～13日）。1月13日に濁りが解消し、飲用可として給水再開。

まつえし
島根県松江市（震度 5 強）
（断水期間：1/6）
断水解消（最大断水戸数：20戸）
水道管の破損（復旧済）

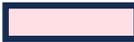
やすぎし
島根県安来市（震度 5 強）
（断水期間：1/6～7）
断水解消（最大断水戸数：19戸）
水道管の破損（復旧済）

なんぶちよう
鳥取県南部町（震度 5 弱）
（断水期間：1/6～8）
断水解消（最大断水戸数約：1000戸）
原水濁り（復旧済）

いずもし
島根県出雲市（震度 4）
（断水期間：1/6～7）
断水解消（最大断水戸数：4戸）
水道管の破損（復旧済）

ほうぎちよう
鳥取県伯耆町（震度 5 弱）
（断水期間：1/6）
断水解消（最大断水戸数：12戸）
水道管の破損（復旧済）

< 凡例 >

断水中	
断水解消済	
応急給水実施中	

(基本的な心構え)

- **住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現**することを目指すこと。
- 被災自治体のみで対応が困難な場合は、**躊躇せず外部に応援・協力を要請**すること。

(応急給水)

- 断水に対して、**応急給水体制を迅速に整えること**。その際、**防災・医療福祉等関係部局と連携**し、飲料水だけでなく、**病院・福祉施設や生活用水のニーズ**を考慮すること。
- 断水の程度に応じて、**十分な給水車の応援を躊躇せず迅速に要請**すること（逐次投入は避ける）。
※ 応援要請先：日本水道協会県支部長、地方整備局、都道府県経由で自衛隊 等

(応急復旧)

- 一刻も早い断水解消のため、**地上配管等により迅速な応急復旧**を行うこと。
※ 応急工事は、**災害査定前でも現場着手可能**（工事内容が妥当であれば最終的に災害復旧に含めて採択。判断に迷う場合は、都道府県経由で（指定都市は直接）国交省防災課と事前打合せすること）。
- **工事業者や資機材を迅速に確保**すること。確保が滞る際は、**速やかに関係機関・団体等に協力を要請**すること。
※ 協力要請先の例：
 - ・応急復旧作業：全国管工事業協同組合連合会、建設業協会等
 - ・建設重機械の供給：建設重機協同組合、リース会社等
 - ・資材調達：日本水道工業団体連合会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、建設資材会社等
 - ・資機材等の輸送：トラック協会、旅客船協会等
 - ・日本水道協会：各自治体所有の資機材の提供調整、関係民間団体等への協力要請等
 - ・国交省：関係機関・団体等への協力要請等

- 能登半島地震において、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」を確保することが困難となった。
- 発災時の生活用水の確保を円滑に行うには、**防災担当部局と水道事業者との間で事前防災について、連携を図ることが重要**であるため、内閣府（防災）と連名で事務連絡を発出した（令和7年6月26日）

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための水道事業者と防災部局の事前防災にかかる連携について
（内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付・国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室）

- 飲料水及び生活用水の確保のために、**平時より、防災担当部局と水道事業者間（以下、両部局）で事前防災について連携を図ること。**
- 両部局で連携して、水道事業者が**応急給水先とする避難所や支援拠点を平時から決めておくこと。**
- 両部局は、避難所等の関係部局と連携して、応急給水体制を事前に構築すること。その際、**給水車の稼働効率を高めるため、仮設水槽等を平時から用意しておくことが適当。**
- 水道事業者が避難所等で使用可能な**防災井戸等の情報**を把握していない場合、**防災担当部局は可能な範囲で水道事業者に共有することが適当。**
- 平時より、水道事業者は、危機管理マニュアル等で設定した被害想定に基づく**復旧期間等を防災担当部局に共有するとともに、必要な給水車を配備することが重要。**
- 水道事業者が、**給水車等により飲料水として避難所に給水した水**については、**利用者の判断で供給時から生活用水として利用することも可能。**
- 水道事業者が**給水車の追加配備**を行う場合は、国土交通省 防災・安全交付金の基幹事業である**水道総合地震対策事業の活用**が考えられる。加えて、基幹事業と一体となって**その効果を一層高めるために必要な事業**（仮設水槽の整備等）を実施する場合は、**同交付金の効果促進事業の活用**が考えられる。

被災水道事業者への中長期派遣職員が不足しているため、是非、積極的な職員派遣の検討をお願いします。

R8. 1. 20時点

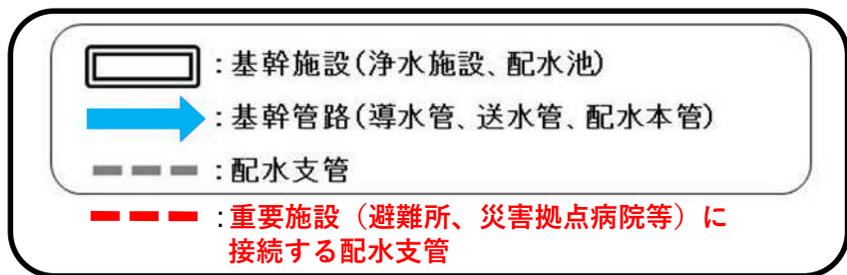
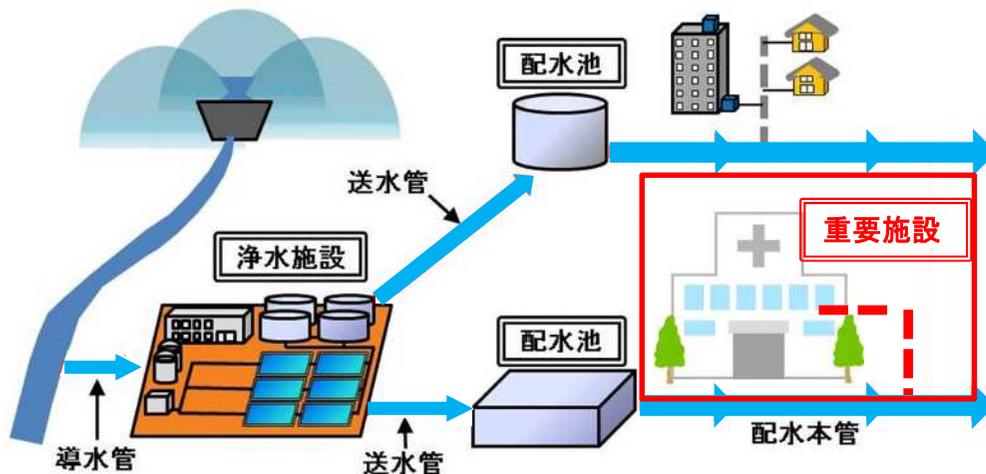
事業体名	職員数※ (R5年度末時点)	R8要望数 (R7.11.20時点)	R8派遣者予定数 (調整中含む)	不足数	R8職員派遣詳細		
					派遣元	職種	人数
七尾市	12	4	3	1	名古屋市	土木職	進藤0 1
					熊本市	土木職	1 (調整中)
					福井市	土木職	1 (調整中)
輪島市	9	16	9	7	東京都	土木職	1 (調整中)
					金沢市	土木職	1
					さいたま市	土木職	1
					犬山市	土木職	1 (調整中)
					岐阜市	土木職	1
					豊橋市	土木職	1 (調整中)
					川崎市	土木職	1 (調整中)
					岡山市	土木職	1 (調整中)
					伊勢市	土木職	1 (調整中)
					珠洲市	7	8
新潟市	土木職	1 (調整中)					
静岡市	土木職	1					
札幌市	土木職	1 (調整中)					
長野市	土木職	1					
丹波広域事組合	土木職	1 (調整中)					
浜松市	土木職	1 (調整中)					
長岡市	土木職	1 (調整中)					
羽咋市	5	1	0	1	未定	土木職	0
かほく市	6	1	1	0	仙台市	土木職	1 (調整中)
津幡町	10	1	1	0	福岡市	土木職	1 (調整中)
内灘町	5	2	1	1	春日井市	土木職	1
志賀町	5	3	3	0	横浜市	土木職	1
					徳島市	土木職	1
					京都市	土木職	1 (調整中)
中能登町	3	1	0	1	未定	土木職	0
穴水町	4	2	1	1	神戸市	土木職	1
能登町	9	4	2	2	大阪市	土木職	1
					愛知県	土木職	1 (調整中)
合計	75	43	29	14			

2. 水道管路が満たすべき耐震性能について (水道施設の技術的基準を定める省令の改正)

水道管路が満たすべき耐震性能について (水道施設の技術的基準を定める省令の改正)

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を進めることが重要。
- 今後、水道法に基づく水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、重要施設に接続する配水支管について、基幹管路と同様の耐震性能(レベル2地震動への対応等)を確保することを義務づける予定。

(水道施設)



(管路が備えるべき耐震性能)

	レベル1 地震動	レベル2 地震動
基幹管路 +重要施設に 接続する配 水支管	○	○
上記以外の 配水支管	○	—

レベル1地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

レベル2地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの
赤字部分を改正

(今後のスケジュール)

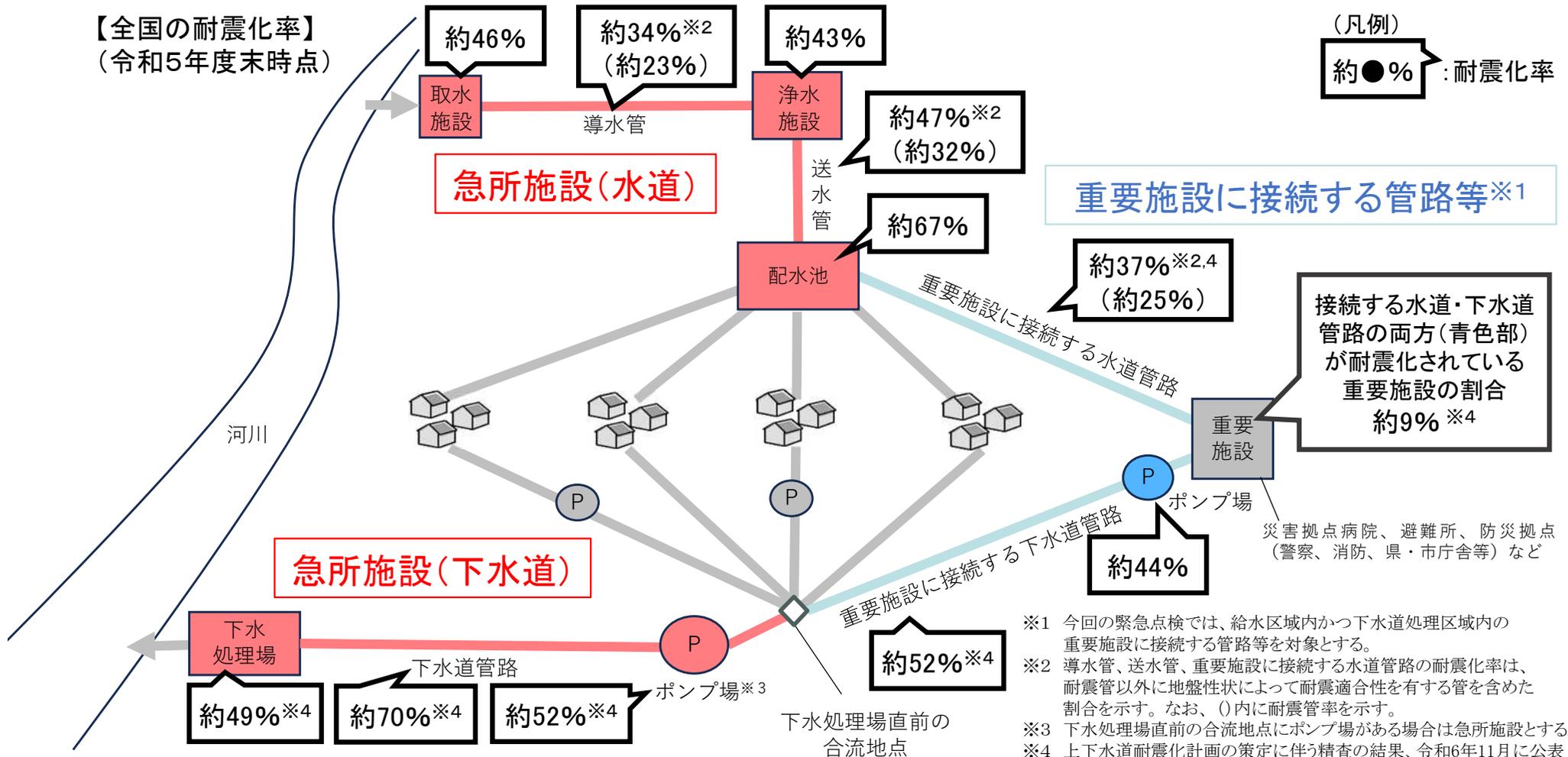
- 2025年12月 水道の諸課題検討会
- 2026年1月27日～2月25日 パブリックコメント
- 2026年4月(予定) 省令改正
- 2026年10月(予定) 省令施行

3. 国土強靱化実施中期計画について

上下水道施設の耐震化状況（令和5年度末時点）

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施。
- 各施設の耐震化率は、下図に示すとおり全体的に低い水準に留まっており、耐震化が十分でないことが改めて確認された。

【全国の耐震化率】
(令和5年度末時点)



※1 今回の緊急点検では、給水区域内かつ下水道処理区域内の重要施設に接続する管路等を対象とする。
 ※2 導水管、送水管、重要施設に接続する水道管路の耐震化率は、耐震管以外に地盤性状によって耐震適合性を有する管を含めた割合を示す。なお、()内に耐震管率を示す。
 ※3 下水処理場直前の合流地点にポンプ場がある場合は急所施設とする。
 ※4 上下水道耐震化計画の策定に伴う精査の結果、令和6年11月に公表された緊急点検結果の数値から変更が生じた。

- 国土強靱化基本法第11条の2第1項の規定に基づく「第1次国土強靱化実施中期計画」(計画期間:令和8年度から令和12年度までの5年間)が、令和7年6月6日に閣議決定。
- 国土強靱化実施中期計画に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた有識者委員会における上下水道のあり方の提言を踏まえ、社会的影響が大きい上下水道管路の更新や、多重化・分散化によるリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

【上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

- 漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路(口径800mm以上の管路)の更新(約600km)の完了率 8%【R6】→ 32%【R12】→ 100%【R23】
- 損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路 0%【R6】→ 100%【R12】
- 修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路(口径800mm以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備(約300km)の完了率 33%【R6】→ 76%【R12】→ 100%【R15】
- 修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体(約60団体)のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 7%【R6】→ 100%【R9】
- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合 34%【R6】→ 100%【R9】
- 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合 21%【R6】→ 100%【R9】
- 点検により、更新等が必要となった水管橋(補剛形式:約760か所)の対策完了率 0%【R3】→ 100%【R12】
- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路(鑄鉄管)の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合 0%【R6】→ 100%【R8】

【水災害リスク情報の充実・活用】

- 雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村(全国約800市区町村(令和7年度末時点想定))のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 0%【R5】→ 100%【R12】

【流域治水対策(河川、砂防、下水道、海岸)】

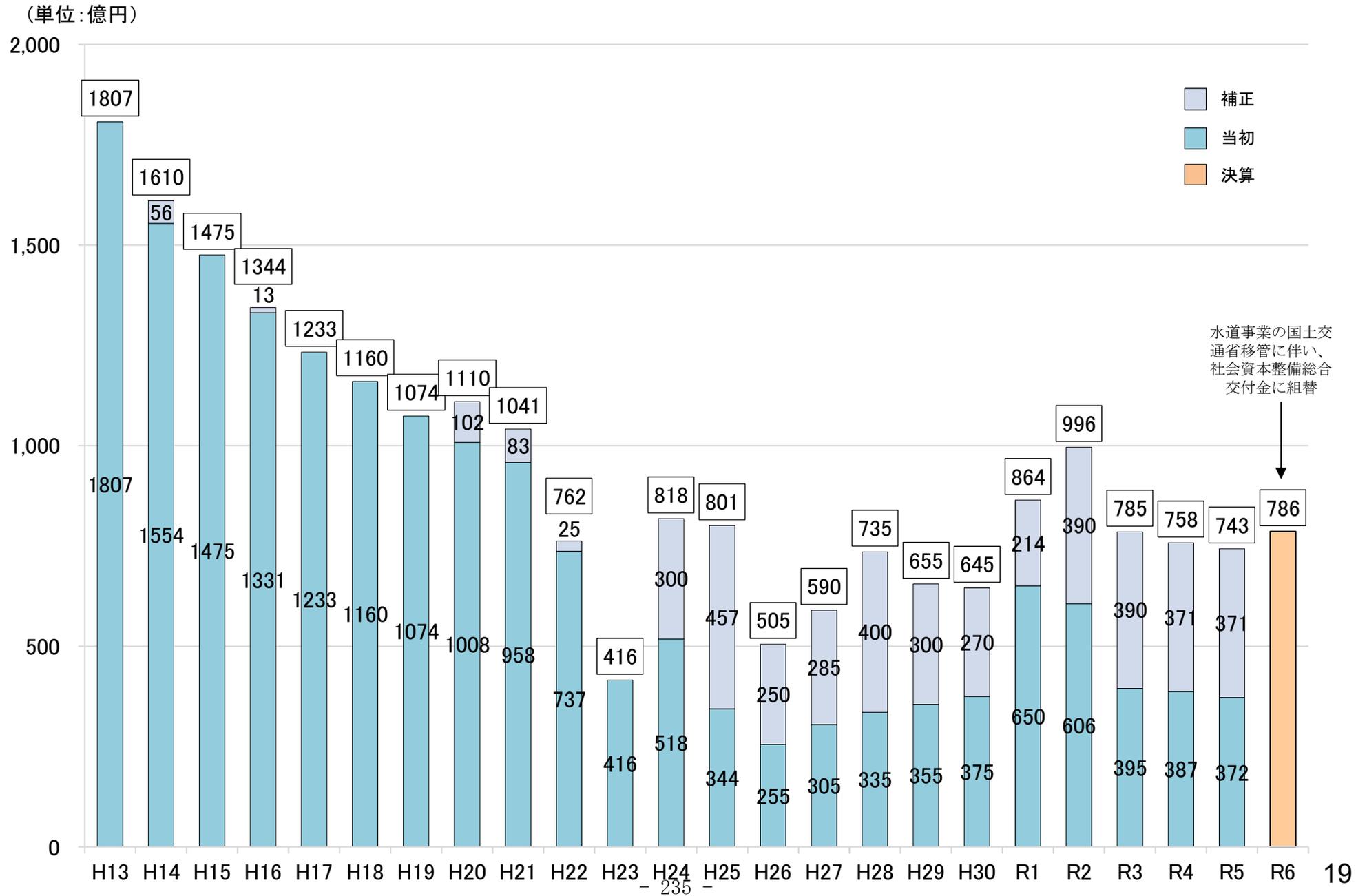
- 浸水実績地区等(全国約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による浸水対策完了率 70%【R5】→ 82%【R12】→ 100%【R22】
- 浸水実績地区等(全国約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 5%【R5】→ 12%【R12】→ 100%【R40】
- 人口・資産集積地区(市街化区域・DID(人口集中地区)等)からの排水を受け持つ下水処理場等(下水処理場:約460か所、ポンプ場:約1,700か所)における水害時の揚水機能確保完了率 16%【R5】→ 82%【R12】→ 100%【R14】

【上下水道施設の耐災害性強化】

- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場(全国約2,000か所)の停電対策完了率 73%【R4】→ 100%【R12】
- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設(全国約700か所)の浸水災害対策完了率 44%【R4】→ 75%【R12】→ 100%【R18】
- 上水道事業者及び水道用水供給事業者(全国約1,400事業者)における危機管理マニュアルの策定率 75.6%【R5】→ 100%【R12】
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 9%【R5】→ 30%【R12】→ 100%【R36】
- 水道の急所施設である導水管・送水管(約62,000km)の耐震化完了率 43%【R5】→ 59%【R12】→ 100%【R31】
- 水道の急所施設である取水施設(全国の取水施設能力:約7,600万 m^3 /日)の耐震化完了率 46%【R5】→ 67%【R12】→ 100%【R23】
- 水道の急所施設である浄水施設(全国の浄水施設能力:約7,100万 m^3 /日)の耐震化完了率 43%【R5】→ 76%【R12】→ 100%【R17】
- 水道の急所施設である配水池(全国の配水池有効能力:約4,000万 m^3)の耐震化完了率 67%【R5】→ 84%【R12】→ 100%【R18】
- 下水道の急所施設である下水道管路(約9,100km)の耐震化完了率 70%【R5】→ 80%【R12】→ 100%【R25】
- 下水道の急所施設である下水処理場(約1,600か所)の耐震化完了率 49%【R5】→ 63%【R12】→ 100%【R32】
- 下水道の急所施設であるポンプ場(約900か所)の耐震化完了率 52%【R5】→ 69%【R12】→ 100%【R25】

4. 水道関係予算について

水道事業予算額等の推移



Ⅱ 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

2. エネルギー・資源安全保障の強化

(2) GXの推進等

○インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進等

【主な事業】下水道汚泥の**肥料利用**に係る取組、**創エネ・省エネ**に資する下水道施設の整備 等

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、下水道事業費補助) 3,242百万円

3. 防災・減災・国土強靱化の推進

(2) 令和の国土強靱化の実現

○気候変動に対応する流域治水の推進

【主な事業】**雨水ポンプ**、**雨水貯留管**、**雨水貯留施設**の整備 等

(下水道防災事業費補助) 11,800百万円

○強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた地震対策・基盤強化の取組の推進

【主な事業】上下水道施設の**耐震化**、**水の官民連携**（ウォーターPPP）の導入に向けた調査、**DX推進** 等

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、水道施設整備費補助、下水道防災事業費補助) 6,625百万円

○地域における老朽化対策、防災・減災、国土強靱化の推進

【主な事業】上下水道施設の**耐震化・老朽化対策**、**広域連携**、**DX推進** 等

(防災・安全交付金等) 130,452百万円

(想定国費)

合計 152,120百万円

※ 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない₂₀

基本的考え方

- 令和7年1月の埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故等の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の老朽化対策の強化が必要。
- 同時に、能登半島地震の教訓も踏まえ、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化、料金の適正化、官民連携が必要。
- これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な制度整備を行うとともに、財政支援・インセンティブ付与を行う。

- 全国特別重点調査の実施（R7.3月～）
- 点検・調査、構造の基準の見直し
- 社会的影響が大きい上下水道管路への支援（R8予算）

老朽化対策
の強化

- 分散型システムの現場実証（R6補正～）
- ガイドラインの整備
- 分散化への支援（R8予算）

システムの
分散化

強靱で
持続可能な
上下水道

事業運営の
一体化

- 事業運営の一体化を推進する制度整備
- 事業運営の一体化への支援（R8予算）

料金の
適正化

- 料金の適正化を推進する制度整備
- 水道カルテの公表（R6.12月）

令和8年度 上下水道関係予算概算要求の概要

令和8年度 上下水道関係予算の内訳

[個別補助金・事業調査費等]

単位：百万円

事業名		令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,813	2,809	1.00
水道	水道施設整備費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や水道事業の事業運営の一体化、安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費 ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	75	1.00
下 水道	下水道防災事業費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や大規模な雨水処理施設の整備、河川事業と一体的に実施する事業等の取組を支援	122,250	102,250	1.20
	下水道事業費 ・下水道事業の事業運営の一体化や温室効果ガス削減に資する事業、PPP/PFI手法等を活用した事業、下水汚泥資源の肥料化等の取組を支援	9,836	8,564	1.15
	下水道事業調査費 ・国が自ら行う下水道関係の調査等	883	883	1.00
合計		160,187	138,375	1.16

[交付金]

(単位：百万円)

区分	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	0.98
うち 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	0.94
うち 防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

22

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

(1) 重要管路の更新の推進

〔個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充〕

(水道・下水道)

(水道・下水道)

* 交付金事業はR7補正より拡充

● 大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント 下水道管路の全国特別重点調査※2で

「緊急度 I」と判定された管路の更新は全て補助対象※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径 2 m以上の管路

※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある



全国特別重点調査での緊急度 I の例

(2) 重要管路の複線化等の推進

〔個別補助事業の創設、交付金事業*の創設〕

(水道・下水道)

(水道・下水道)

* 交付金事業はR7補正より創設

● 重要管路※1のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路※4の複線化等※5を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※4 水道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※5 これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定

埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水道管路の老朽化対策の推進

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進するため、個別補助事業を創設し、重点的に支援する。

重要管路の更新

上下水道の重要管路（大口径の管路、緊急輸送道路下の管路など）の更新

【R7当初】
老朽化した上下水道管路の更新を交付金で支援

【R8(案)】
上下水道の重要管路の更新のための個別補助事業を創設し、重点的に支援

(重要水道管路更新事業、重要下水道管路更新事業の創設)

重要管路の複線化

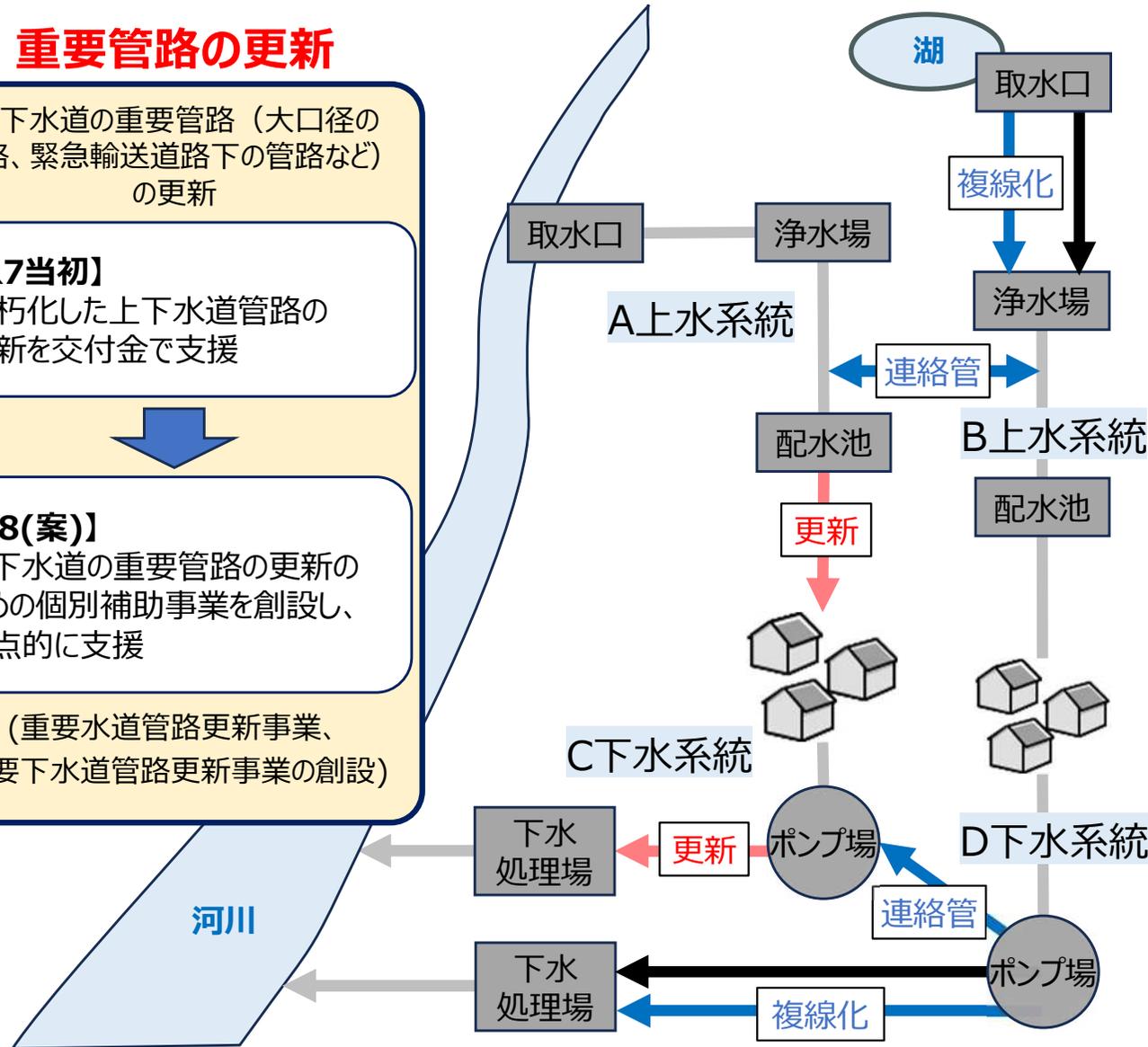
上下水道の重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等

【R7当初】
河川を横断する水道管路の複線化等を交付金で支援

【R8(案)】
上下水道の重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等のための個別補助事業を創設し、重点的に支援

(水道施設リダンダンシー強化事業、下水道施設リダンダンシー強化事業の創設)

【凡例】
上下水道の重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路



2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

(水道・下水道)

(水道)

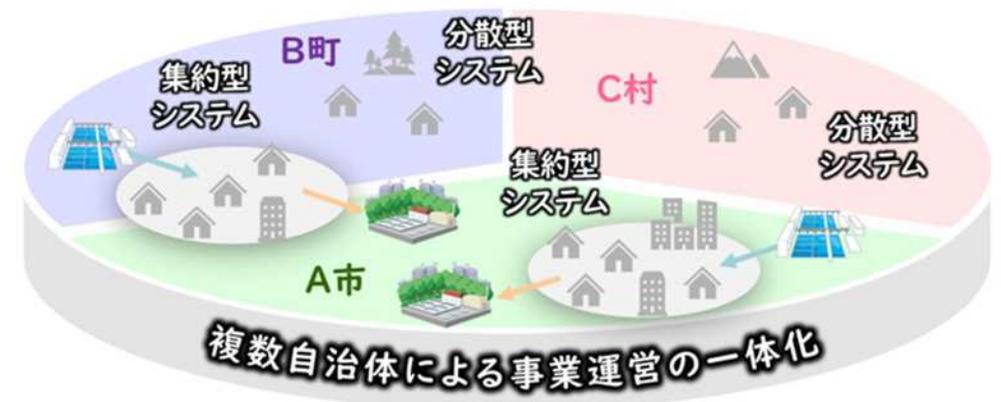
● 2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8

[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）



ポイント 水道：資本単価要件を設けない
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※9

事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

※9 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなること、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

(2) 分散型システム導入の推進

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]
(水道) (水道)

- 分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加

[補助率1/3等]



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

(3) DXの推進

[交付金事業の拡充]
(下水道)

- 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加

[補助率1/2]

(4) PFASへの対応強化

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]
(水道) (水道)

- PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大 [補助率1/4]

ポイント

資本単価要件、または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加

- ・ 料金回収率が100%以上である場合
- ・ 過去5年間に於いて、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われている場合
- ・ 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合

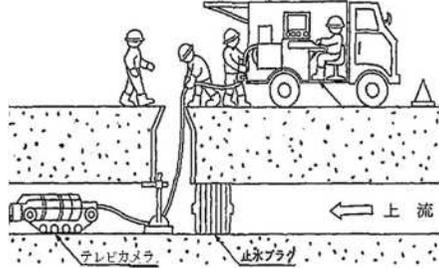


PFASへの対応の例
(活性炭処理施設)

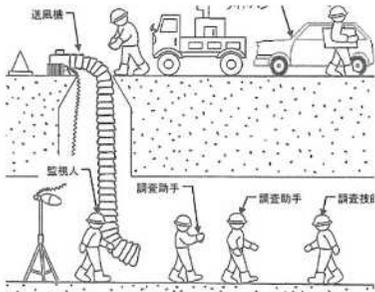
■ メンテナンスの高度化・メンテナビリティの向上につながる技術

【下水道管路の点検・調査の現状】

- 内径800mmまでの下水道管
人が入れないためTVカメラで実施



- 内径800mm以上の下水道管
人が入り潜行目視を行うことが基本



- 常時管内水位が高く、水位低下が困難で、人が近づけない管路など、正確な点検・調査が容易でない箇所も存在

【技術の高度化・実用化により目指す姿】

精度の高い点検・調査 <High Quality>

- 人が近づけない管路等においても、精度の高い点検・調査を可能とする
- 特に社会的影響が大きい箇所は、管路内面の調査に加え、空洞調査、管厚・強度測定等を組み合わせ高度化

作業安全の確保 <No Entry>

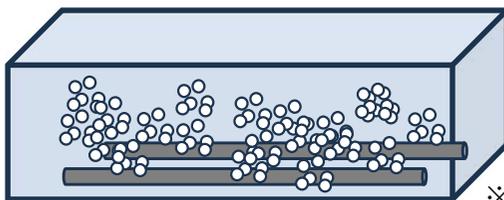
- 作業安全の確保や働き方改革等の観点から、人ができる限り管路に入らず点検・調査を行う

<技術の例>

無人化・省力化技術、大深度の空洞調査、大口径下水道管の管厚や強度測定 等

下水道管路における安全性確保

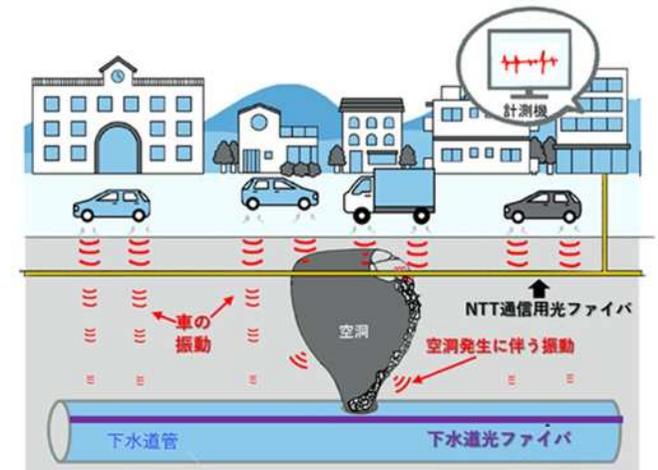
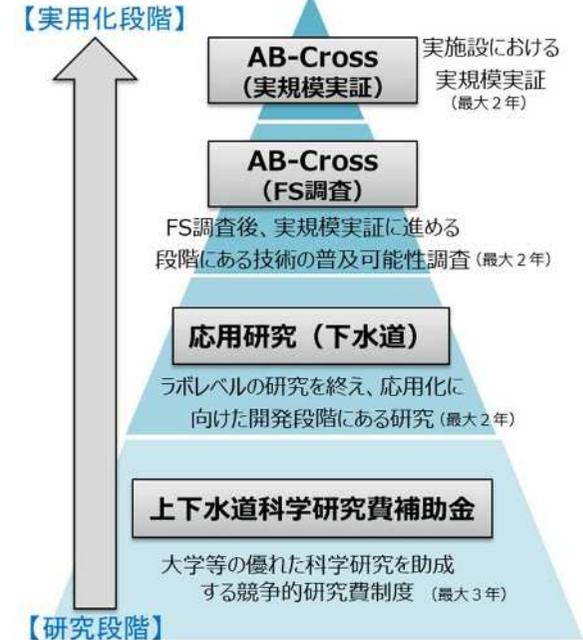
■ 2050年カーボンニュートラルの実現に資する省エネや創エネなどの技術



※従来下水処理（イメージ）

- 上下水道施設から排出される温室効果ガスの削減
- 上下水道資源・エネルギーの活用

国土交通省の上下水道技術開発事業【事例】



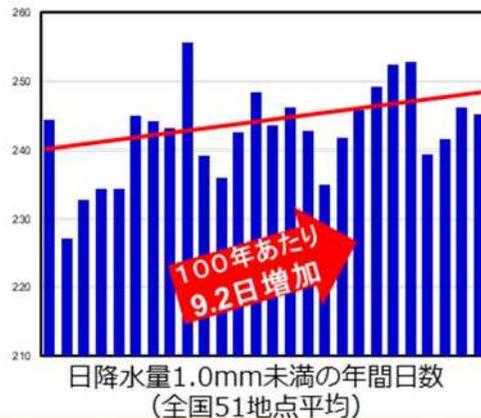
光ファイバーを用いた地中空洞検知イメージ

大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保（災害復旧事業）

- 水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、**ダム堆砂が急激に進み、十分な水道容量が確保できないリスクが高まる。**
- このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削（原型復旧分）を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道容量確保を促進し、**水の安定供給を図る。**

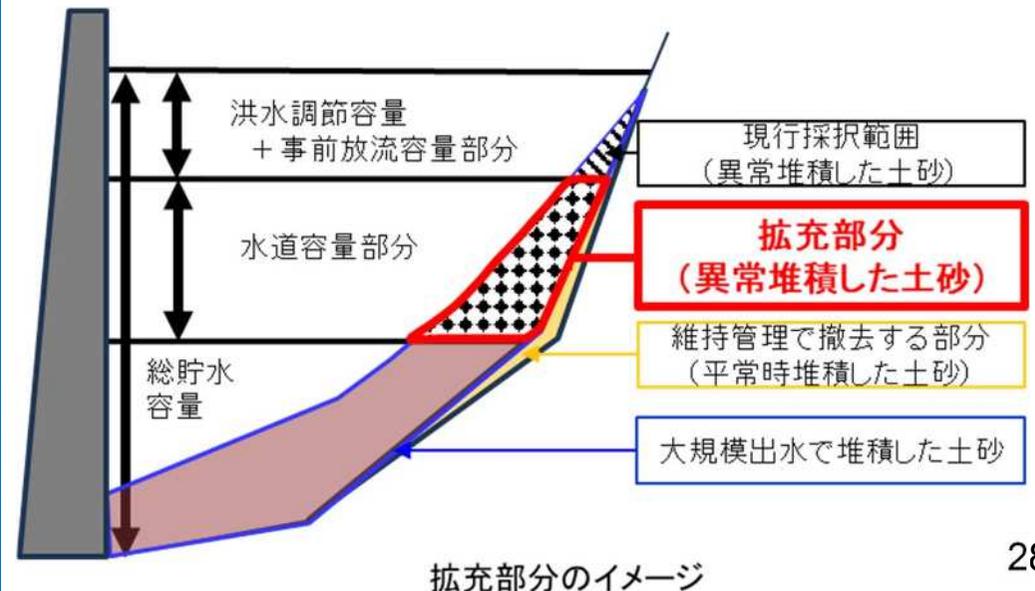
背景・課題

- 近年は時間雨量 50 mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日（日降水量1.0mm未満）は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- 水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われているため、大規模出水後にはダムの異常堆砂により十分な水量容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。



今後の対応

- 大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



令和7年度第2回大都市水道局大規模災害対策検討会

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法移行後の 水道施設の災害復旧事業

国土交通省 水管理・国土保全局
防災課

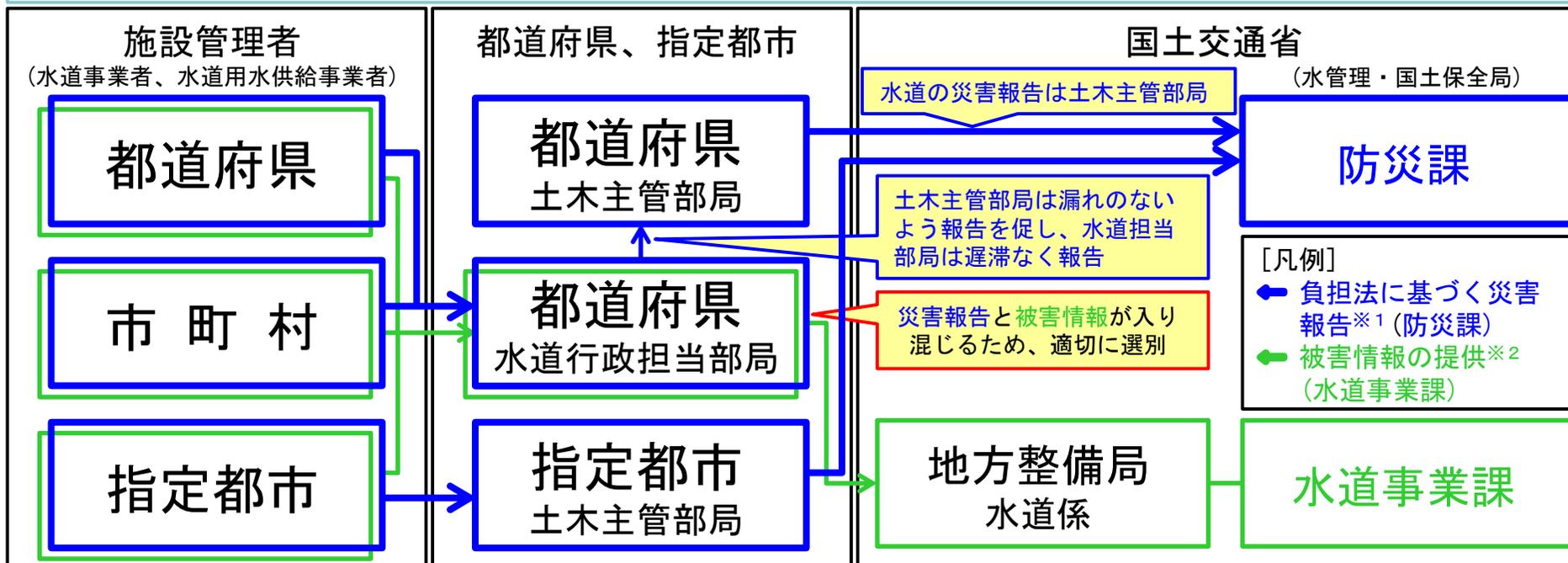
1. 水道施設の災害報告と被害情報の提供(初動対応)
2. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行
3. 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革
4. 財政面の支援
5. 災害復旧事業の手続き・災害査定 of 負担軽減
6. 主な変更点

1. 水道施設の災害報告と被害情報の提供(初動対応)

「災害報告」と「被害情報の提供」の流れ



- 地震や豪雨、その他自然災害により水道施設への被害が確認された場合、施設管理者（大臣認可及び大臣認可外の水道事業者、水道用水供給事業者）は、**防災課への負担法に基づく災害報告と水道事業課への被害情報の提供**を速やかに行なって下さい。
- 水道施設の査定前着工（応急工事）について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ（防災課への相談）をご利用下さい。
- 特に仮設（陸）配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せをご利用下さい。
- 施工前の被災状況を的確に把握できる写真が採否の決め手となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。



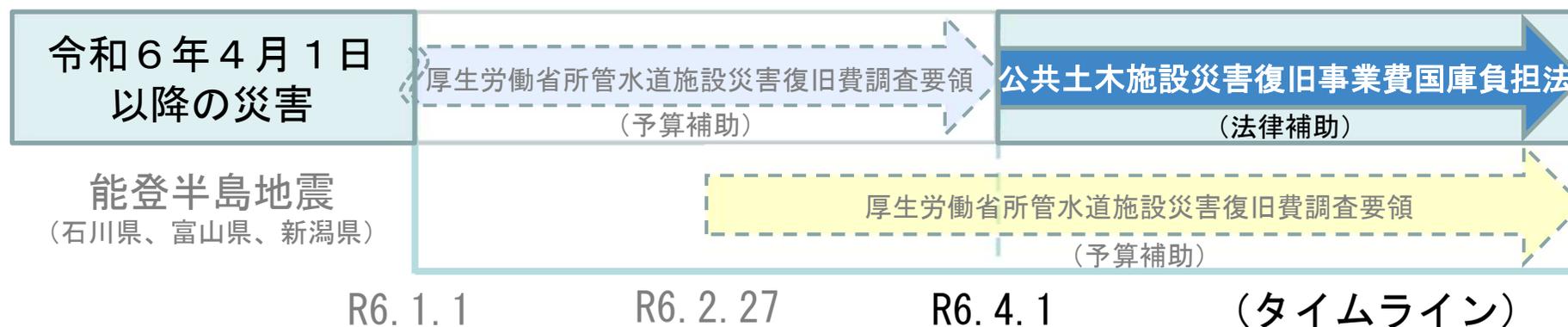
※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について
(令和6年4月3日付国水第1号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長)

2. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行

令和6年4月1日以降に被災した水道施設の災害復旧事業は、河川、道路、下水道等と同じく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（負担法）が適用されます。

ただし、令和6年能登半島地震で被災した石川県、富山県、新潟県における水道施設の災害復旧事業は令和6年4月1日以降も「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」による。



【法律および通知】

- 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)
- 災害査定官申合事項の一部改正について(通知)(令和6年4月1日付国水防第534号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 災害報告についての一部改正について(令和6年4月1日付国水防第535号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 水道施設に係る災害復旧事業の一箇所工事の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第536号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第537号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長)
- 「生活衛生等関係行政機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行等に伴う災害復旧事業関係通知の改正等について(令和6年4月1日付国水防第538号国土交通省水管理・国土保全局長)
- 水管理・国土保全局所管災害復旧事業における消費税相当額の取扱いについて(令和6年4月1日付国水防第539号、国土交通省水管理・国土保全局長)
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要領の一部改正について(通知)(令和6年4月1日付国水防第542号、国土交通事務次官)

3. 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革

令和7年災害の査定実績

令和7年12月31日現在

種目	決定箇所数	決定額(千円)
上水道	39	2,324,343
下水道	17	1,322,187



融雪災害による管体の破断
(新潟県柏崎市)

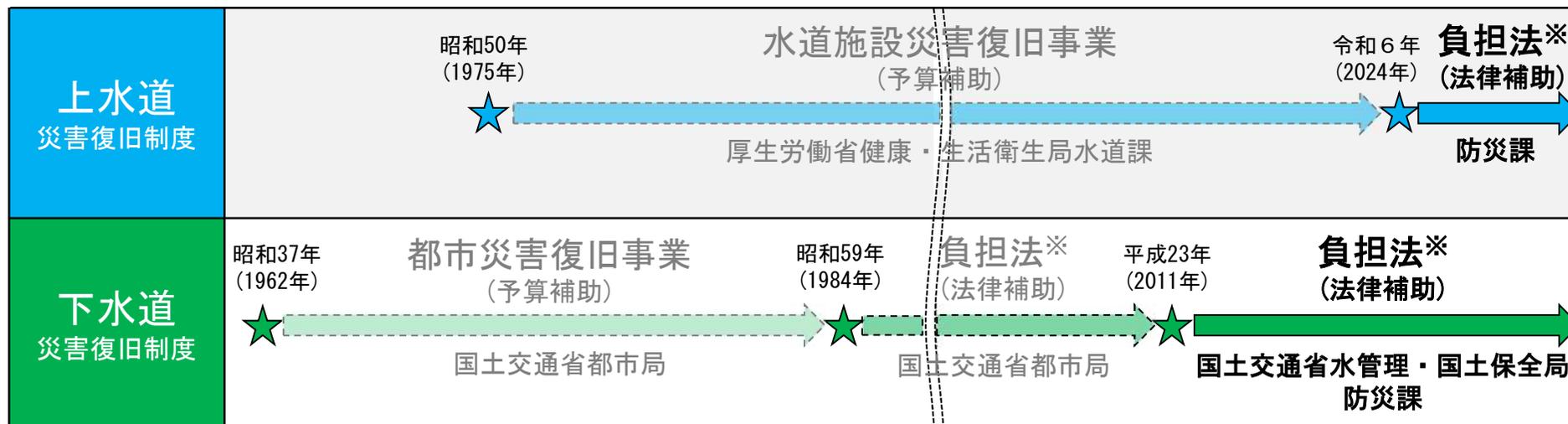


終末処理場の浸水被害
(福岡県新宮町)

災害復旧制度の沿革

(種目)

(タイムライン)



※ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

4. 財政面の支援

国庫負担率

負担法 **移 行 後**

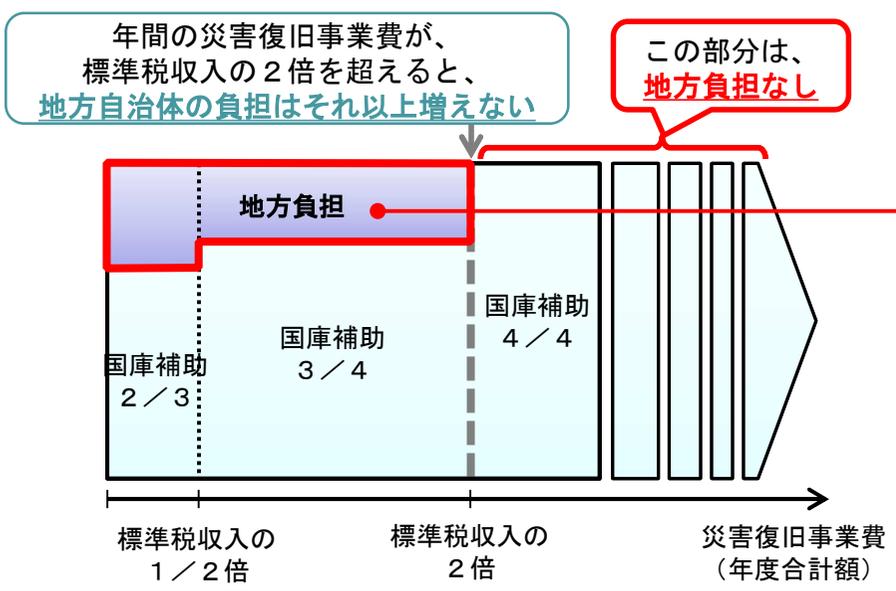
原則 : 2 / 3 以上
 激甚災害 : 災害復旧事業費に係る
 地方負担額と財政力に
 応じてさらに嵩上げ

厚労省 **移 行 前**

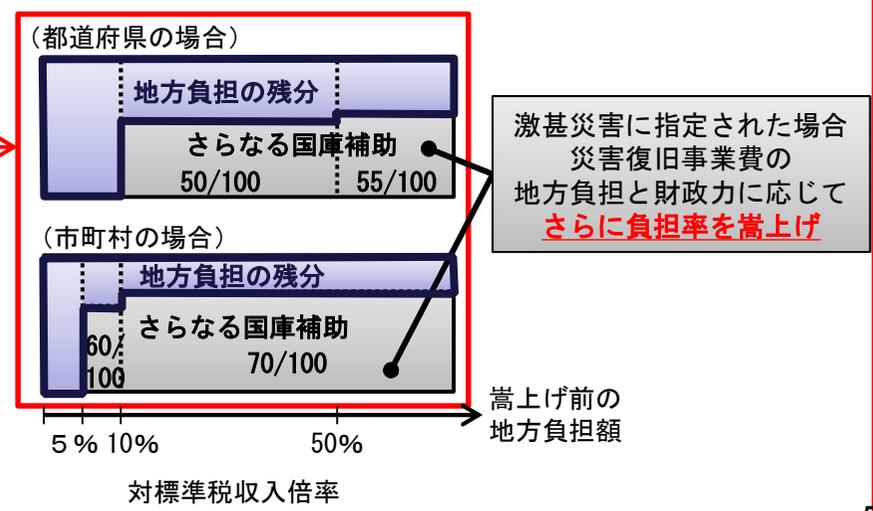
原則 : 1 / 2
 激甚災害等 : 2 / 3 ※
 ※ 交付の条件 : 給水人口 × 1 万円以上
 事業費が 1 億円以上
 (簡易水道事業は 5 千万以上)



① 災害復旧事業における国庫負担・地方負担



② 激甚法に基づく国庫負担の嵩上げ (左図の地方負担 に対し、さらに国庫負担)



4. 財政面の支援

1 箇所工事の費用の限度額（下限値）

負担法	移	行	後
	都道府県、指定市：120万円以上		
	市町村：60万円以上		

厚労省	移	行	前
	①又は②の何れかに該当する場合		
	①県：720万円※超		
	市：190万円※(100万円)超		
	町村：100万円※(50万円)超		
	②給水人口×130円※(110円)超		
	※は上水道事業又は水道用水供給事業 ()内は簡易水道事業		

設計変更

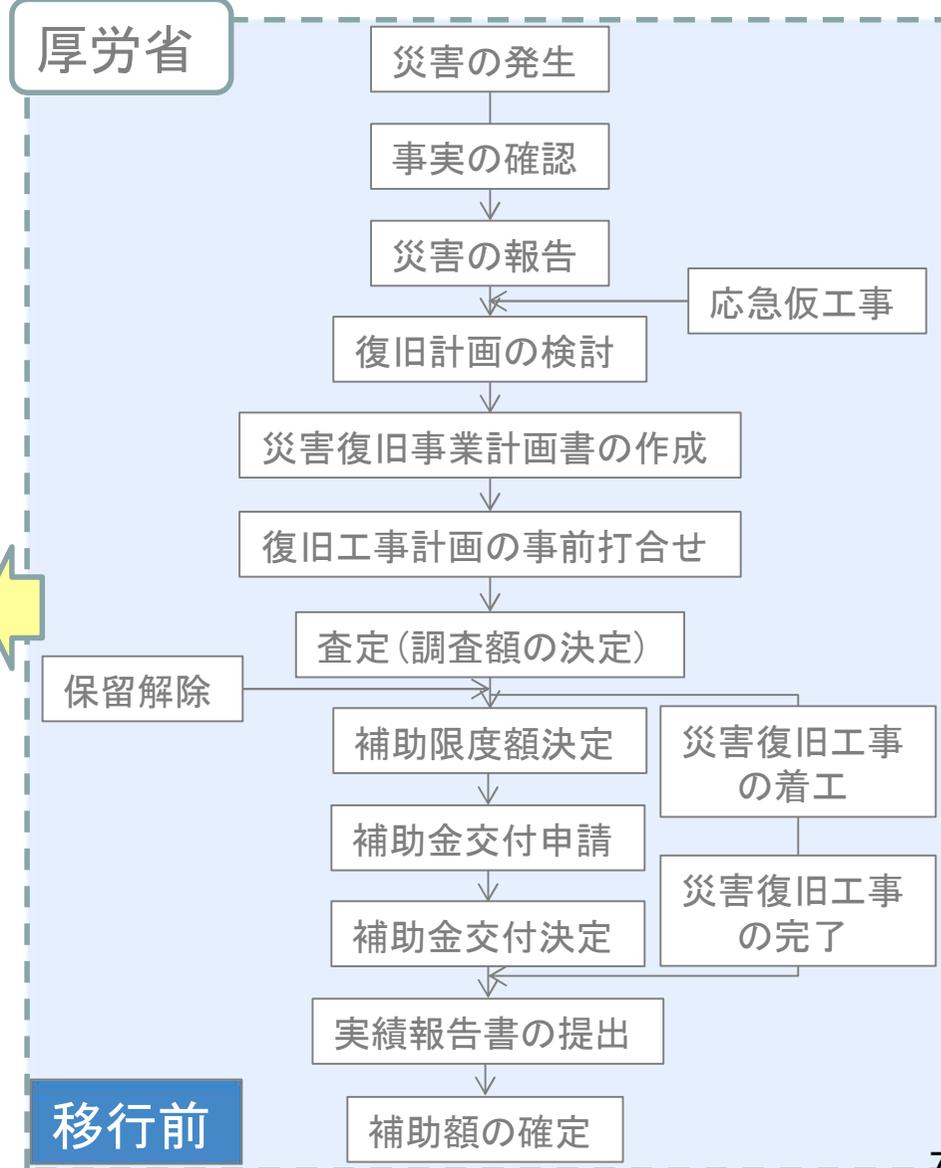
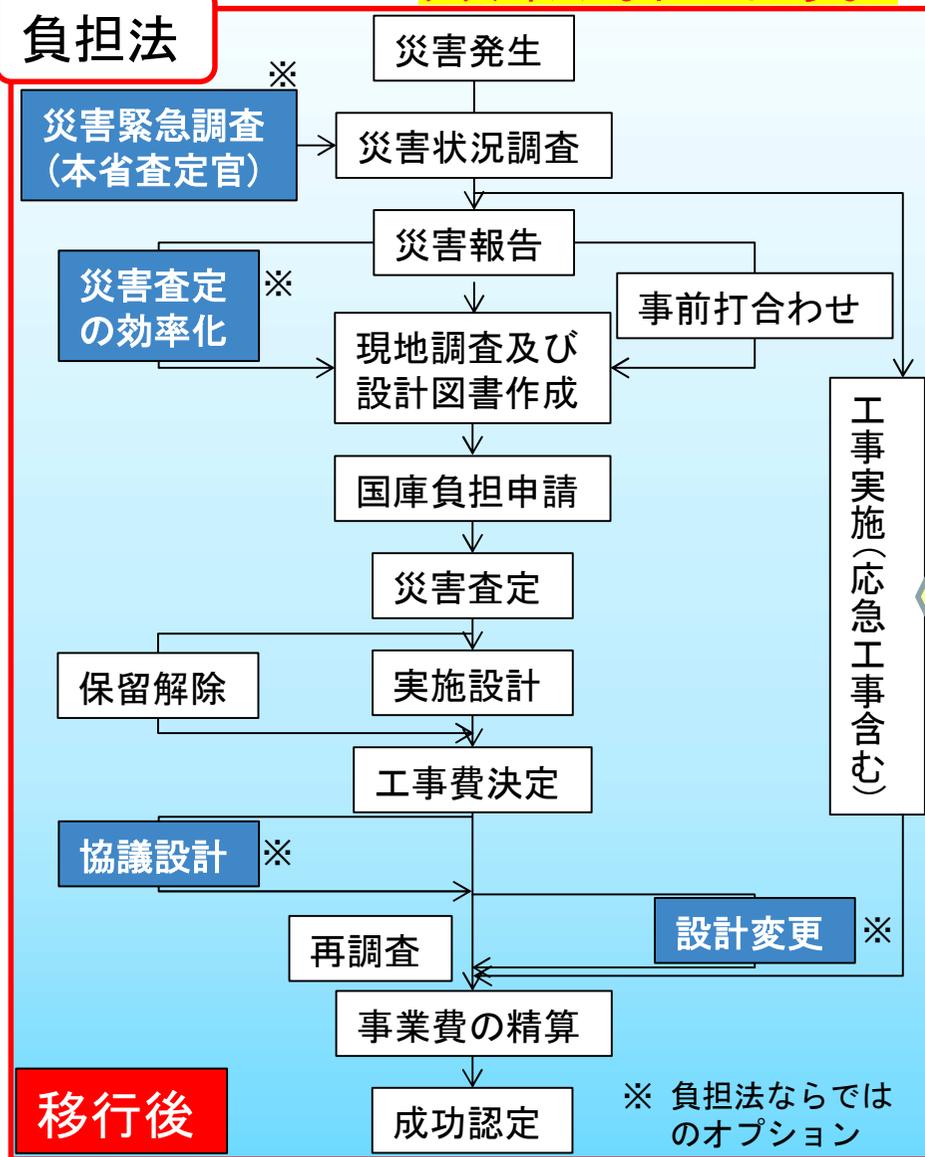
負担法	移	行	後
	工事の設計要件の変動等に伴い設計を変更することが可能		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水勢もしくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合 ● 当該施設に関する改良工事と併せて施行することが適当であると認める場合 		

厚労省	移	行	前
	国庫補助金の交付額は、補助限度額の範囲内		

5. 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減

災害復旧事業の手続きの流れ

● クリティカルなイベントが少ない



5. 災害復旧事業の手続き・災害査定負担軽減

災害復旧事業の手続きと様式

負担法 移 行 後

- 河川、道路、下水道等と同じ手続きと様式
- 土木部局等に手続きの仕方と様式の作り方を聞くことができる

厚労省 移 行 前

- 独自の手続きと様式
- 災害の都度、要綱、要領、手引き等を見て、手続きの仕方と様式の作り方を調べる

応急仮工事費の取扱い

負担法 移 行 後

- 応急仮工事は、査定時点においては、全て未着手工事として取扱い、同意単価で積算
- 実施(変更)設計書による精算

厚労省 移 行 前

- 次の①か②のいずれか小さい方を調査額とする
- ① 精算額又は精算見込み額
- ② 単価、歩掛により算定した額

5. 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減

机上査定上限額と採択保留金額

負担法 移 行 後

机上査定上限額：1,000万円未満
採択保留金額：4億円以上
ただし、1箇所あたりにつき

厚労省 移 行 前

机上査定上限額：200万円未満
採択保留金額：1億円以上
ただし、1水道事業(箇所)あたりにつき

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

負担法 移 行 後

制度：事前にルール化
1) 机上査定上限額の引き上げ
2) 採択保留金額の引き上げ
3) 設計図書の簡素化
4) 一箇所工事の取扱いの緩和
(統合と分割を認める)

厚労省 移 行 前

制度：個別の災害ごとに通知

5. 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減

協議設計（実施保留）

負担法 移 行 後

協議設計・・・災害復旧事業として採択するのに問題がなく、他の事業との関わりや地形、地盤等の状況から、取り分け検討を要する場合に、工事の実施にあたり、十分な調査をした上で復旧内容を確定させるもの。

- 調査、測量又は試験に要する費用を測量及び試験費に計上可
- 全体実施計画協議をすると、解除前であっても、測量及び試験費、応急工事費の予算を執行可

厚労省 移 行 前

制度：なし
実績：R6 能登半島地震



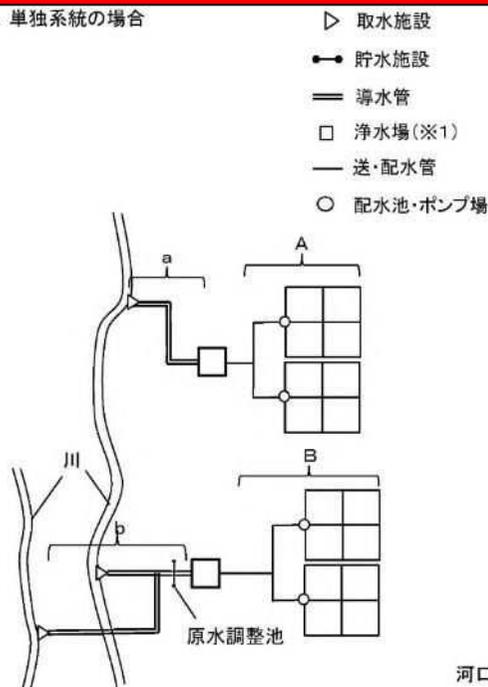
5. 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減

1 箇所工事の取扱い

負担法

移 行 後

1. 単独系統の場合



a, b, A, Bをおのおの1単位とする。

(注1)
1単位をそれぞれ1箇所とし、1単位内で被災箇所が100m以上離れていても1箇所とする。ただし、a, b, A, Bそれぞれの被災場所の離隔が100m未満であっても統合し一箇所とはしない。

▷ 取水施設

● 貯水施設

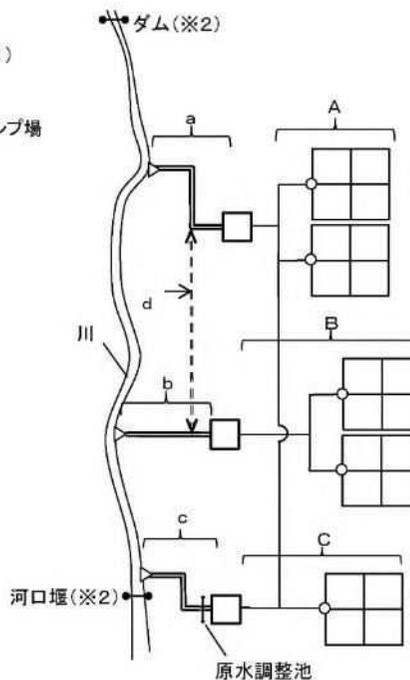
— 導水管

□ 浄水場(※1)

— 送・配水管

○ 配水池・ポンプ場

2. 複数の系統を連携している場合



a, b, c, Bをおのおの1単位とする。
A, Cは合わせて1単位とする。
導水管dは、現地の状況により何れか一方の単位に組み入れるものとする。

貯水施設の例



ダム(小河内ダム: 東京都水道局)



河口堰(筑後大堰: 水資源機構)



原水調整池
(西原原水調整池: 沖縄県企業局)

※1 浄水場は1箇所とする。
※2 原水調整池を除く貯水施設(ダム、河口堰等)など、一連の取水施設又は導水施設から独立して存在する施設は、単独で1箇所とする。
※3 共同施設(ダム、河口堰、導水路等)については、共同施設に係る災害復旧事業の取扱いに準じる。

厚労省

移 行 前



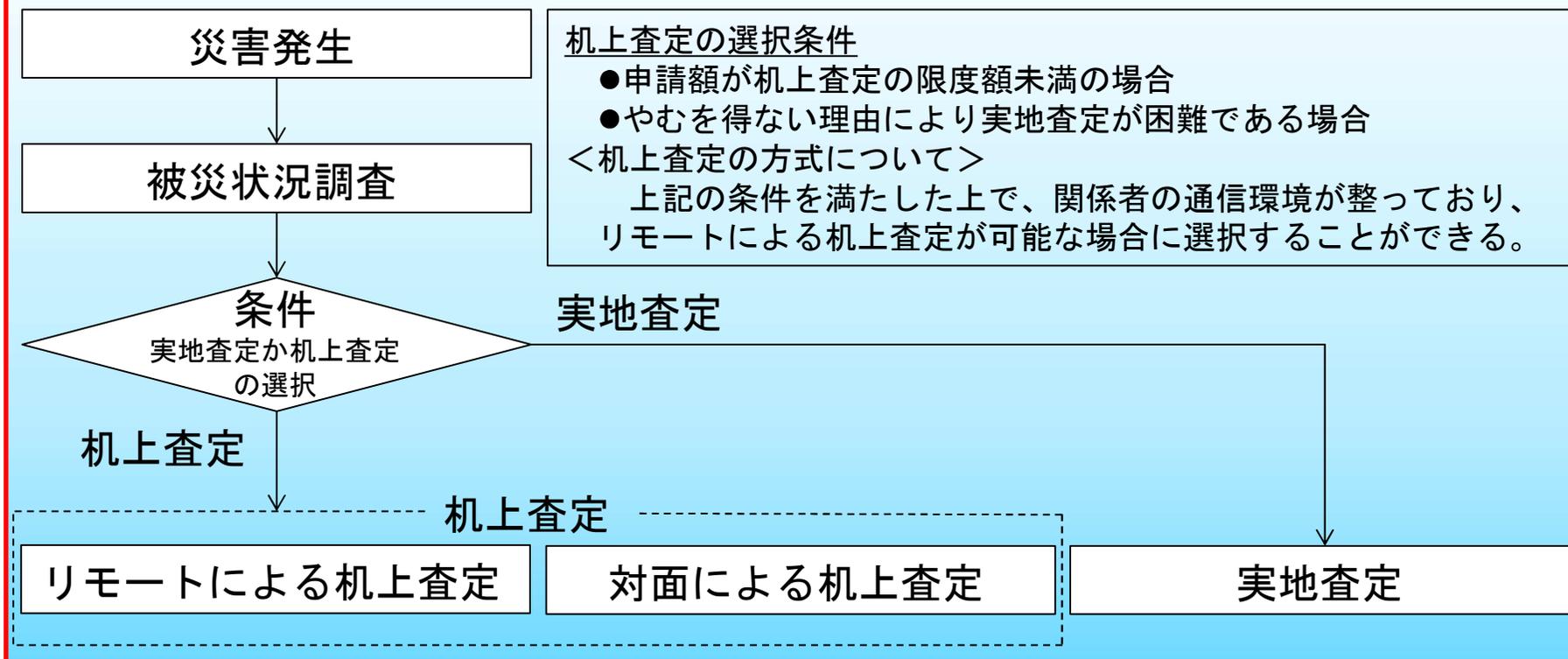
原則：水道事業ごと又は水道用水供給事業ごと

5. 災害復旧事業の手続き・災害査定の負担軽減

机上査定（リモート）

負担法

移 行 後



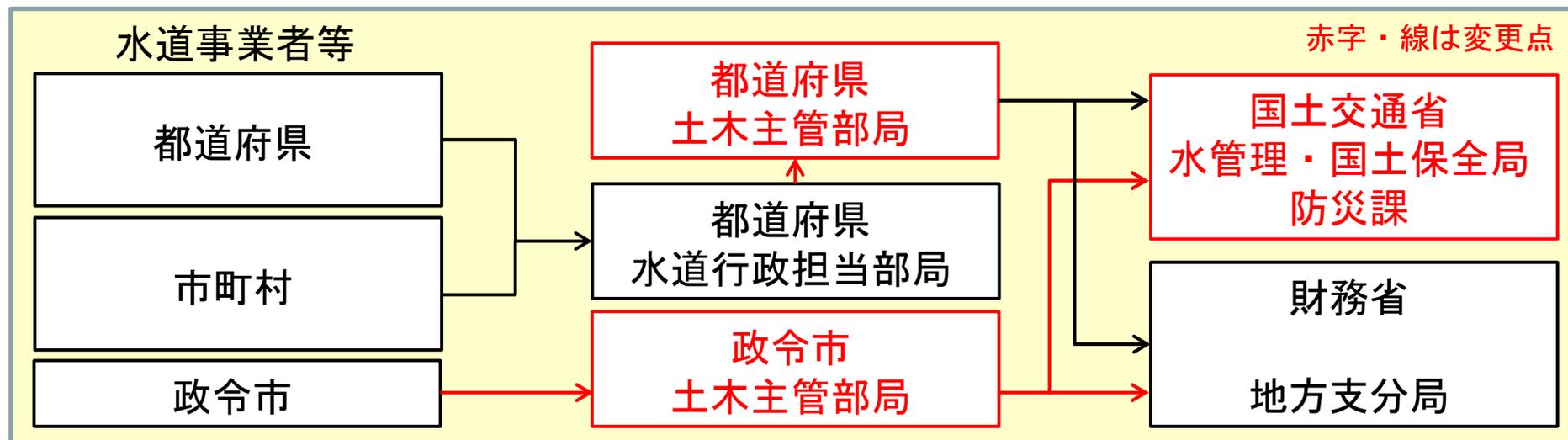
厚労省

移 行 前

制度：なし
実績：R6能登半島地震

6. 主な変更点

災害復旧事業の事務の流れ（一例）



参考（メモ）

（市町村の災害復旧事業費）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第13条

（都道府県知事の事務）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第12条

- 負担法第13条（施行令第12条）により、**都道府県知事は市町村**（指定市を除く）**への災害復旧事業の負担金の交付に関する事務（法定受託事務）を行うこと**になっています。
- 国は要望に応じて、その事務を行うために必要な経費を施行令に定められた額以内で「**指導監督事務費交付金**」として交付しています。

6. 主な変更点

事前打合せ

負担法 移 行 後

1. 事前打合せの対象箇所
 地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所
- 2) 査定前に緊急に施行する必要がある箇所
2. 事前打合せの目的
 査定前に打合せを行い、査定の迅速な処理及び査定において手戻り等が生じないようにするために行う。

厚労省 移 行 前

特に規定なし



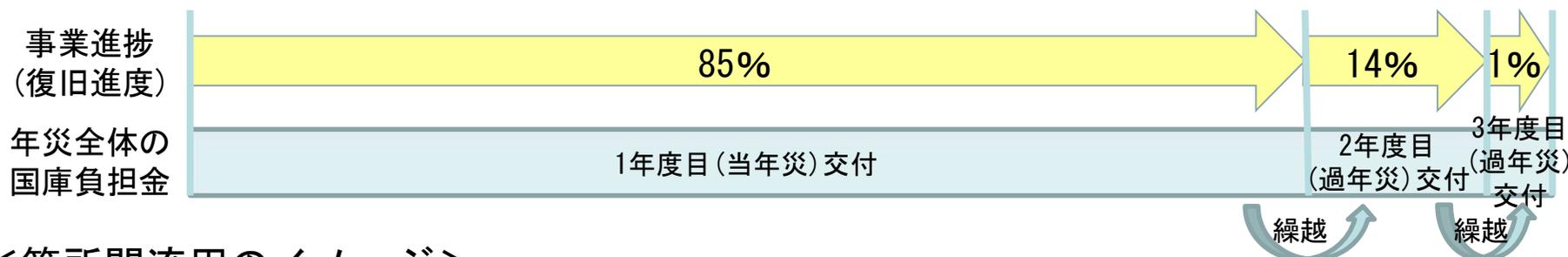
6. 主な変更点

国庫負担金の交付

※これまでの「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」から補助金交付の手立てが大きく変わります。

- 3カ年度で負担金を交付
(再調査などの所定の手続きを経て、4カ年度以降も必要な予算を措置)
- その年に発生した災害(年災)ごとに一括交付
- 交付額は箇所間で流用可
- 事前の手続きなしで交付決定前の事業着手(施越)が可能
- 営繕費、工事雑費及び事務費は負担金の対象外

<国庫負担金の交付のイメージ>

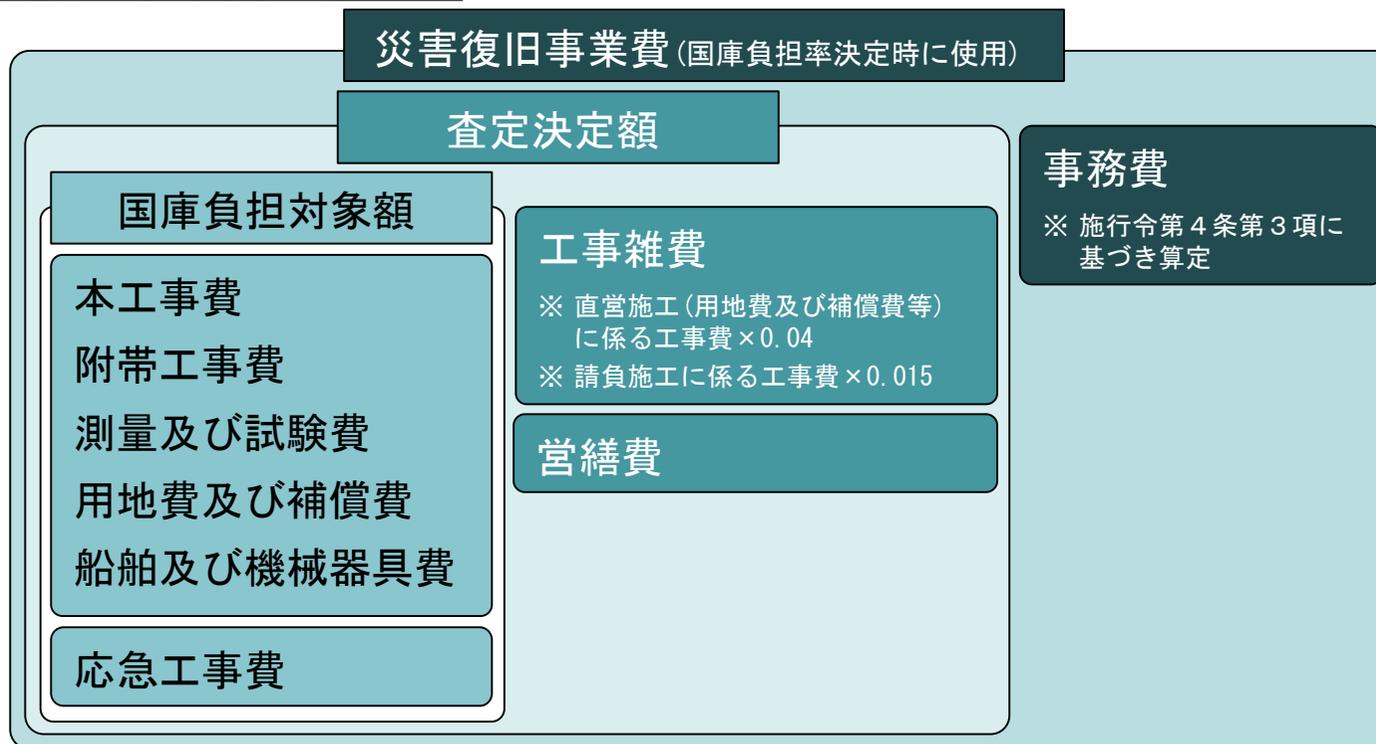


<箇所間流用のイメージ>



6. 主な変更点

参考（災害復旧事業費の構成）



設計単価及び歩掛

負担法

移

行

後

災害復旧事業の設計単価及び歩掛については国土交通大臣に協議し、その同意を得る

厚労省

移

行

前

水道課等が毎年度指示する「主要資材の単価及び職種別賃金日額並びに工事標準歩掛り表」による

6. 主な変更点

査定の実施時期

- 負担法の対象施設については、次の事柄を行うのに年間の災害復旧事業費を早急にとりまとめることが必要
 - 負担法に基づく国庫負担率の算定
 - 激甚法に基づく激甚災害の指定・嵩上げ率の算定
- そのため、**災害査定の実施時期は、原則被災後2ヶ月以内。**
 (遅くとも3ヶ月以内に実施できるように努められたい。)

※「災害復旧の迅速化・円滑化に向けた取り組みについて」

都道府県・指定都市 災害復旧主管課長あて（平成19年3月15日付防災課防災調整官事務連絡）

【負担法に基づく負担率算定の概要】

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

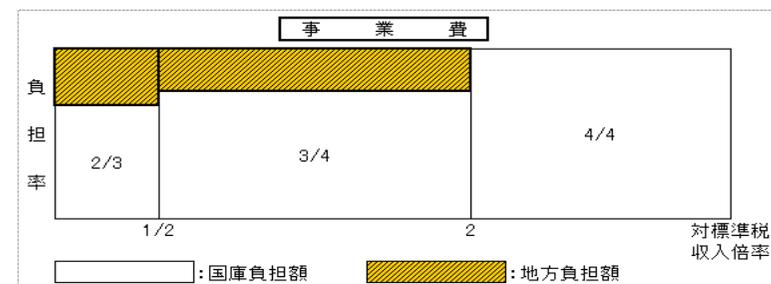
（国庫負担率）

第4条 ～国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の1月1日から12月31までに発生した災害につき、第7条の規定により**決定された災害復旧事業費の総額**を左の各号に定める額に区分して逡次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。～



- 国庫負担率の算定には、対象施設の災害復旧事業費の総額が必要
- 国庫負担率は、その年の1月1日から12月31までに発生した災害分の災害復旧事業費の総額を翌年の2月までにとりまとめ、3月に決定

（国庫負担率算定イメージ）



令和 8 年 1 月 3 0 日
研修会事務局（広島市）

令和 7 年度 大都市水道局研修講師派遣制度の中間報告について

大都市水道局研修講師派遣制度における研修受講者アンケートの集計結果等について、下記のとおり中間報告します。

記

1 実施期間

令和 7 年 6 月 2 日～令和 8 年 2 月 2 7 日

2 結果概要

- (1) 申込件数：1 5 件
- (2) 実施形式：集合研修 1 3 件、WEB開催 2 件
- (3) 講師派遣都市：
仙台市（1 回）、東京都（3 回）、横浜市（1 回）、浜松市（1 回）、
名古屋市（3 回）、大阪市（1 回）、堺市（2 回）、広島市（2 回）、熊本市（1 回）
- (4) 受講申込都市：
（公社）日本水道協会（新潟県支部、山口県支部、愛媛県支部、徳島県支部、
福岡県支部）、東京都水道局、宇都宮市上下水道局、大阪広域水道企業団、
岩手中部水道企業団、名古屋上下水道総合サービス（株）、愛知中部水道企業団、
香川県、仙台市水道局、奈良市企業局（詳細は別紙 1 のとおり。）
- (5) アンケート結果等
アンケート結果から、「研修の満足度」、「研修の有効性」及び「研修制度の再活用」
では、9 割を超える受講者から高評価を得ている。
（アンケート結果の詳細は別紙 2 のとおり。一部回収中のため未反映分あり。）
- (6) 検証
本格実施 4 年目となった今年度は、1 2 月末時点で報告書の提出が 1 5 件あった。
昨年度の派遣実績は 1 2 件であったため、制度周知が進んできているものと考ええる。
また、日本水道協会の県支部講習会への講師派遣が増加しており、県支部を通じて一
層の制度周知が期待できる。
加えて、「南海トラフ巨大地震対策〈全国の水道事業体に向けた提言〉」の認知度も
前年度より増加しており、提言の周知のためにも本制度を継続して実施する意義は大
きいと考ええる。

3 令和 8 年度の実施期間（案）

- (1) 準備期間 令和 8 年 4 月 1 日～5 月末（研修一覧集約、公表など）
- (2) 受付期間 令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月末まで
- (3) 派遣期間 令和 9 年 2 月末まで

令和7年度研修講師派遣制度 実績一覧

別紙 1

	実施日	講師派遣都市	講師	【研修項目】 ・ 講義内容	受講申込都市
1	6/24 (集合型)	仙台市水道局	水道危機管理室 危機管理担当係長 佐藤 裕治	【応急復旧活動（地震）】 ・東日本大震災における応急対策活動で経験した被災地救援に必要な活動や心構え ・能登半島地震における珠洲市の被災状況及び応援派遣で経験した被災地救援に必要な活動や心構え	東京都水道局
2	7/16 (集合型)	横浜市水道局	施設整備課担当係長 (再整備推進担当) 長 尚希 三ツ境水道事務所 料金係長 山本 達也	【フリープラン】 ・能登半島地震における応急復旧活動の計画策定・実施手順等について ・能登半島地震における応急給水活動の差配の考え方・役割分担等について	宇都宮市上下水道局
3	8/25 (集合型)	広島市水道局	技術部管路設計課 課長補佐 高本 幸英	【応急復旧活動（風水害）】 ・平成30年7月豪雨の対応について	大阪広域水道企業団
4	8/27 (集合型)	名古屋市 上下水道局	総務部防災課 課長 荻野 剛史 課長補佐 坂口 稔	【応急復旧活動（地震）】 ・令和6年能登半島地震での災害対応について	岩手中部水道企業団
5	9/8 (集合型)	東京都水道局	総務部総務課 水道危機管理専門課長 吉富 信浩	【南海トラフ緊急提言全般】 ・南海トラフ緊急提言について 【応急復旧活動（地震）】 ・東京都水道局の能登半島地震での被災地支援活動について ・【動画視聴】 阪神・淡路大震災における復旧・復興について	(公社) 日本水道協会 新潟県支部 (新潟市水道局)
6	9/26 (集合型)	堺市上下水道局	経営企画室 危機管理・広報広聴G 菅 拓海	【訓練企画】 ・受援都市が事前対策として準備すべきこと	(公社) 日本水道協会 山口県支部 (下関市上下水道局)
7	10/2 (WEB 開催)	浜松市 上下水道部	水道工事課 主任 山本 博毅 主任 木下 嘉昭 お客さまサービス課 副主幹 高橋 利昭 主任 白柳 浩介	【応急給水活動】 ・過去の災害支援活動を踏まえ、今後の支援や受援活動に活かす教訓（応急給水） ・令和6年1月能登半島地震における応急給水活動及び派遣活動に伴う後方支援	(公社) 日本水道協会 愛媛県支部 (松山市公営企業局)
8	10/3 (集合型)	堺市上下水道局	経営企画室 危機管理・広報広聴G 危機管理担当主査 宮本 力	【訓練企画】 ・受援都市が事前対策として準備すべきこと	(公社) 日本水道協会 徳島県支部 (徳島市上下水道局)

令和7年度研修講師派遣制度 実績一覧

別紙 1

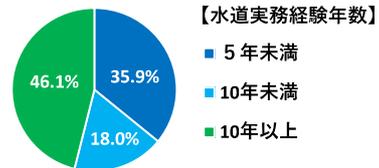
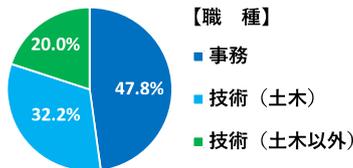
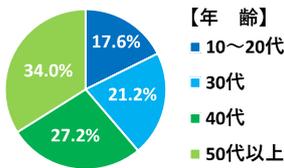
9	10/10 (集合型)	熊本市 上下水道局	維持管理部水道維持課 課長補佐 東 勝広	【応急復旧活動（地震）】 ・平成28年熊本地震における応急復旧活動について	(公社)日本水道協会 福岡県支部 (飯塚市企業局)
10	11/5 (WEB開催)	東京都水道局	総務部総務課 危機管理統括担当 横田 惇弥	【訓練計画】 ・訓練の年間計画の作成方法から個別の訓練の事例や準備の進め方等を東京都の実例を参考に説明	名古屋上下水道 総合サービス株式会社
11	11/14 (集合型)	広島市水道局	技術部維持課 課長補佐 常國 元成	【応急復旧活動（風水害）】 ・平成30年7月豪雨の対応について	(公社)日本水道協会 山口県支部 (下関市上下水道局)
12	11/20 (集合型)	名古屋市 上下水道局	総務部防災課 課長補佐 坂口 稔	【フリープラン】 ・名古屋市水道事業の概要 ・名古屋市上下水道局の地震対応体制 ・名古屋市上下水道局の地震対策（ハード対策、ソフト対策） ・名古屋市上下水道局における地震を想定した防災訓練	愛知中部水道企業団
13	12/16 (集合型)	大阪市水道局	総務部総務課 担当係長（災害対策） 村上 豪	【応急給水活動・支援活動等（地震）】 ・平成30年6月大阪北部地震における応急給水・現地調査活動	香川県
14	12/19 (集合型)	東京都水道局	総務部総務課 危機管理専門課長 吉富 信浩 危機管理統括担当 横田 惇弥	【フリープラン】 ・東京都水道局の災害時の受援体制について（仙台市水道局に求められる役割） ・東京都水道局における近年の災害応援派遣について	仙台市水道局
15	12/19 (集合型)	名古屋市 上下水道局	総務部防災課 課長補佐 坂口 稔 技師 小城 和磨	【応急復旧活動（地震）】 ・令和6年能登半島地震における応援活動について	奈良市企業局

【アンケート結果の概要】

別紙2

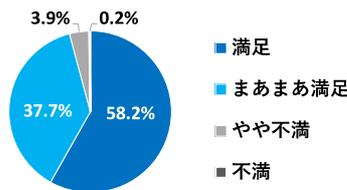
受講者の属性 / 受講者の約6割が40代以上、5割以上が実務経験10年未満

- Q 年齢、職種、水道実務経験年数を教えてください。
 A 年齢 ①10～20代【17.6%】 ②30代【21.2%】 ③40代【27.2%】 ④50代以上【34.0%】
 職種 ①事務【47.8%】 ②技術（土木）【32.2%】 ③技術（土木以外）【20.0%】
 水道実務経験年数 5年未満【35.9%】 10年未満【18.0%】 10年以上【46.1%】



研修の満足度 / 約96%の満足度を獲得 (前年と同程度)

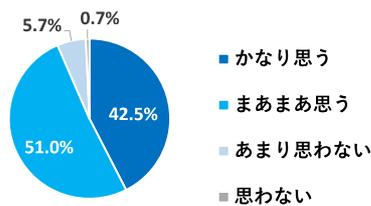
- Q 研修は満足のものでしたか。
 A ①満足【58.2%】 ②まあまあ満足【37.7%】 ③やや不満【3.9%】 ④不満【0.2%】



・満足とやや満足を合わせると、
9割以上の受講者から「高い満足度」を得た。

研修の有効性 / 約94%が災害対応力向上につながると認識 (前年比1%減)

- Q 今回の研修は、自事業体での災害対応力の向上につながると感じますか。
 A ①かなり思う【42.5%】 ②まあまあ思う【51.0%】 ③あまり思わない【5.7%】 ④思わない【0.7%】



・かなり思うとまあまあ思うを合わせると、
9割以上の受講者が災害対応力向上につながると認識。

研修制度の再活用 / 約94%から再活用の声 (前年比2%減)

- Q 再度、この研修制度を活用したいと思いますか。
 A ①思う【93.7%】 ②思わない【6.3%】

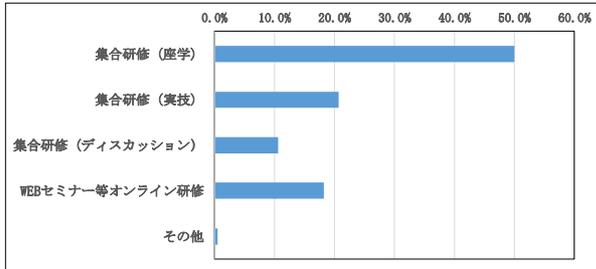


・9割以上の受講者が研修制度を
再活用したいとの結果となった。

希望する研修方式 / 集合研修（座学）の需要が高い

Q 本研修の実施方法等について、今後、ご希望する方法等をお答えください。【複数回答可】

- A ①集合研修（座学）【50.0%】②集合研修（実技）【20.7%】
③集合研修（ディスカッション）【10.6%】④WEBセミナー等オンライン研修【18.2%】⑤その他【0.5%】

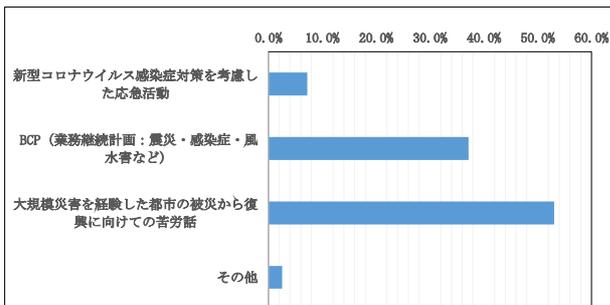


○『その他』と回答した人の意見
・地震防災における行動マニュアル
の実践訓練を希望。

希望する研修項目 / 被災から復興に向けての話への関心が高い

Q この研修では、下記の12件の研修項目を設けています。これ以外にどんな話を聞いてみたいですか。

- A ①新型コロナウイルス対策を考慮した応急活動【7.2%】②BCP（業務継続計画：震災、感染症、風水害など）【37.2%】
③大規模災害による被災から復興に向けての苦労話【53.1%】④その他【2.6%】



【現在設定している研修項目】

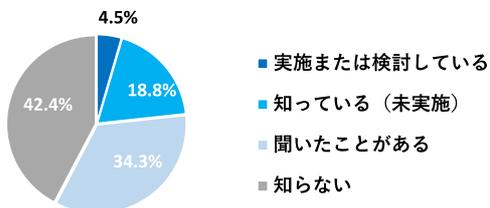
- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 被災地での現地調整活動 | (2) 応急給水活動 |
| (3) 応急復旧活動（地震） | (4) 応急復旧活動（風水害） |
| (5) 火山対応 | (6) 災害査定 |
| (7) 求償費関係 | (8) 南海トラフ緊急提言全般 |
| (9) 訓練企画 | (10) 風水害対策 |
| (11) 職員の防災意識向上の取組 | (12) 災害対策マニュアル |

その他意見として、
・停電時の対応
・受援の際の受入体制
・自組織のBCPとの比較 等

提言の認知度 / 認知度の向上が課題

Q 全国19大都市で構成する大都市水道局大規模災害対策検討会は、「南海トラフ巨大地震対策<全国の水道事業者に向けた提言>」を公表しました。この「提言」を知っていますか。

- A ①提言内容への取り組みを実施または検討している【4.5%】②知っているが取り組みはしていない【18.8%】
③聞いたことがあるが内容は分からない【34.3%】④知らない【42.4%】



・「実施または検討している」と「知っているが取り組みはしていない」を合わせた割合は約23%（前年比+4%）

別表1 (第3条関係)

年 度	覚 書 幹 事 都 市
令 和 元 年 度	浜 松 市
令 和 2 年 度	名 古 屋 市
令 和 3 年 度	京 都 市
令 和 4 年 度	大 阪 市
令 和 5 年 度	堺 市
令 和 6 年 度	岡 山 市
令 和 7 年 度	広 島 市
令 和 8 年 度	神 戸 市
令 和 9 年 度	熊 本 市
令 和 10 年 度	北 九 州 市
令 和 11 年 度	福 岡 市
令 和 12 年 度	札 幌 市
令 和 13 年 度	仙 台 市
令 和 14 年 度	さ い た ま 市
令 和 15 年 度	東 京 都
令 和 16 年 度	川 崎 市
令 和 17 年 度	横 浜 市
令 和 18 年 度	新 潟 市
令 和 19 年 度	静 岡 市

注 令和20年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。